

宮古信用金庫の現況

REPORT 2019

2018年4月1日～2019年3月31日





ごあいさつ

2019年7月

宮古信用金庫

理事長 齋藤 浩司

皆様には平素より格別のお引立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

宮古信用金庫の経営内容や取組みにつきまして、より一層ご理解いただくとともに、引き続きご利用いただけることを願ひまして、ディスクロージャー誌「宮古信用金庫 REPORT 2019」を作成しましたので、ご高覧賜りますよう、ご案内申し上げます。

当金庫は、地域の人々の相互扶助の精神に基づいて設立された協同組織金融機関であり、地域と共生する使命共同体として、「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」ことを基本理念に掲げるとともに「社会に対する貢献」、「調和ある経営」、「揺るぎなき基盤」、「誇り得る職場」の4項目を経営方針として定め、事業を運営しております。

2018年度につきましては、地方創生・地域活性化の推進にかかる取組みとして、子育て世帯を応援する住宅ローンや教育ローンを取扱いました。加えて、昨年6月に就航した宮古・室蘭フェリー航路の開設ならびに本年3月に久慈一盛間が全面開通した三陸鉄道を記念して室蘭地域の特産品及び三陸鉄道ギフトをプレゼントする預金商品を昨年に引き続き企画し実施いたしました。

また、地元水産加工業の販路拡大を応援するため、若手経営者会「みやしん Next」の活動を通じて、ギフトセット「みやしん Next とっておきセット」の販売企画を継続するとともに、インターネットを活用した販売力強化に関する勉強会や事業承継に関するセミナーの開催を通じて、地域中小企業の経営課題の解決に向けた取組みを実施いたしました。

東日本大震災から8年余りが経過し、被災地の交通インフラや住宅等の再建は進展しておりますが、依然として仮設住宅での生活を余儀なくされている方々もおり、三陸沿岸地域の復興はいまだ道半ばであります。

当金庫は被災者の心に寄り添い、今後とも地域になくはならない金融機関であり続けるため、より身近でお役に立てる「みやしん」を目指してまいる所存ですので、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。



プロフィール

創立	1927年9月22日
本店所在地	岩手県宮古市向町2番46号
電話	0193-62-1021
会員数	10,178人
出資金	5,309百万円
預金残高	69,119百万円
貸出金残高	30,032百万円
店舗数	6店舗
自己資本比率	40.42%
役職員数	79人

(2019年3月31日現在)



経営理念

当金庫は創業以来「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」を基本理念として、地域経済の成長・発展とともに歩んでまいりました。

いつまでも、地域の皆様から「愛され」、「親しまれる」地域の金融機関として、健全経営に徹し、より良質な資金の供給とサービスの提供に努めてまいります。

経営方針

【基本方針】

国民大衆並びに中小企業者の地域金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め、円滑なる金融を通じて地域経済の育成発展と生活の安定向上に貢献する。

1. 社会に対する貢献

社会の一員として常に感謝し、金融を通じて地域社会に奉仕する。

2. 調和ある経営

金庫は常に会員、一般取引者並びに役職員の利益を尊重し、その何れに対しても、公正で調和のとれた経営を行う。

3. 揺るぎなき基盤

創意と革新によって経営の安定と不断の発展を図り、揺るぎなき基盤を築くため、常に貯蓄の増強に努める。

4. 誇り得る職場

総和の精神を以って限りなき前進を図り、一生を賭して悔いのない誇り得る職場とする。

シンボルマークについて



円は地域を、Mは宮古の頭文字とお客様・会員・役職員の結びつきをなぞらえ未来に向かって限りない躍進とフレッシュさを表現しております。

地域に根ざした金融機関として、皆様と共にいつまでもフレッシュに発展し続けることの願いを含めデザインされたもので、マリブルーの色調はさわやかさと、明るさをイメージしております。

宮古信用金庫の現況 REPORT2019

CONTENTS

宮古信用金庫と地域社会	3
2018年度決算ダイジェスト	5
当金庫の取組み	7
① 2018年度トピックス	
② 主な取扱い商品	
③ 中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組み	
④ サービスの向上・改善に関する取組み	
⑤ 人材（財）育成の強化・活気ある職場づくり	
⑥ 地域とのふれあい活動	
総代会制度	15
役員・組織図	17
経営管理体制	19
リスク管理体制	20
コンプライアンス（法令等遵守）体制	22
金融ADR制度への対応	23
主な商品・サービスのご案内	24
手数料のご案内	27
営業地区・店舗網	29
店舗ATM・店舗外ATMのご案内	30
信金中央金庫	31
資料編（貸借対照表ほか）	32
開示項目一覧	56

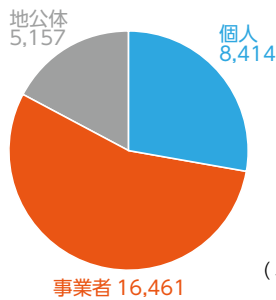


宮古信用金庫は、創立以来「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献することを経営理念としております。そして「国民大衆並びに、中小企業者の地域金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め、円滑なる金融を通じて地域経済の育成発展と生活の安定向上に貢献する」ことを経営方針とし、地域に根ざした事業活動に努めております。

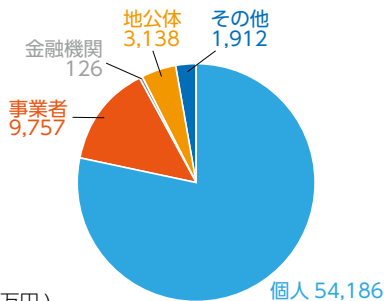
当金庫は、三陸沿岸地域の復興ならびに経済活性化に向けた取組みに尽力し、地域になくてはならない金融機関として、皆様とともに頑張っております。



貸出金残高 30,032 百万円の構成



預金積金残高 69,119 百万円の構成



(単位：百万円)

会員の皆様からの出資

会員数 10,178人
出資金 5,309百万円

2018年度の業績

コア業務純益 187 百万円

▶ 貸出などの本業による収益を表す数値です。金融機関の収益力を測るだけでなく、この収益を原資として引当や償却を行うことから、注目される指標となっております。

自己資本比率 40.42%

▶ 自己資本比率は金融機関の健全性を表すうえで重要な指標であり、自己資本をリスクアセット（リスクのある資産をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額）で除した比率です。当金庫は国内基準の4%を大きく上回っております。

当期純利益 205 百万円

▶ 税引前当期純利益から税金や法人税等調整額を差し引いた後の利益であり、剰余金処分の対象となる利益です。信用金庫では、出資の総額に達するまでは、当期純利益の100分の10以上の金額を利益準備金（法定準備金）として積み立てております。

不良債権比率（金融再生法開示債権） 5.11%

▶ 不良債権比率は、すべての貸出金や債務保証等の合計額のうち、実際に返済が不能なものや返済が一定期間以上滞っているものがどれくらいあるかを表す数字です。
なお、不良債権については、金融機関の収益のなかから、引当や償却で処理されます。



地域への資金供給

お客様からお預かりした預金は地域の皆様の様々な資金ニーズにお応えし、中小企業の発展や豊かな暮らしのお手伝いを通じて地域に還元しています。

貸出金残高
30,032 百万円

宮古信用金庫

- 店舗数 6 店舗
- 常勤役員数 79 名
- 自己資本比率 40.42%
- 今期の決算に関する事項
… P 32以降の資料をご覧ください

地域の皆様からの資金調達

お客様の健全な資産形成をお手伝いするため、定期預金や定期積金を積極的に推進しています。

預金積金残高
69,119 百万円

当金庫の主な業務

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

- 貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- 手形割引…商業手形等の割引を取扱っております。

為替業務

- 国内為替業務…送金、振込及び代金取立等を取扱っております。

付帯業務

- 日本銀行歳入代理店
- 地方公共団体の公金取扱業務
- (株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務、その他の代理業務
- 保険商品の窓口販売（保険業法第 275 条第 1 項により行う保険募集）
- 国債等公共債の窓口販売
- スポーツ振興くじ払戻業務
- 電子債権記録業に係る業務

等を行っております。

(計数は2019年3月末現在)

信用金庫の役割について

信用金庫は、地域の皆様による協同組織（会員制度）の地域金融機関であり、お預かりしたお金は地元の実業家や個人の方々にご利用頂いております。会員や利用者の利益を優先し、地域に貢献することを使命としており、次のような特色を持っています。

1. 協同組織金融機関

地域の方々に会員・利用者になって頂き、お互いが一体となって地域の繁栄を図る会員制度による協同組織の金融機関です。（銀行のように株式会社ではありません）

2. 中小企業専門金融機関

従業員 300 人以下または資本金 9 億円以下の事業者と個人の方々の専門金融機関です。（大企業にはご融資できません）

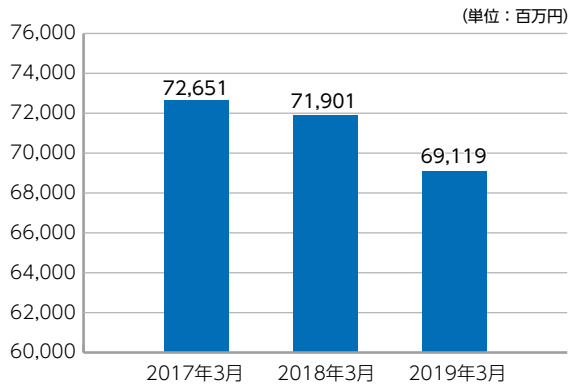
3. 地域専門金融機関

営業地域が定められている地域専門金融機関です。（営業地域外の方にはご融資できません）

このように信用金庫は地域の方々とともに発展していく、より地域性・公共性の高い金融機関であるといえます。



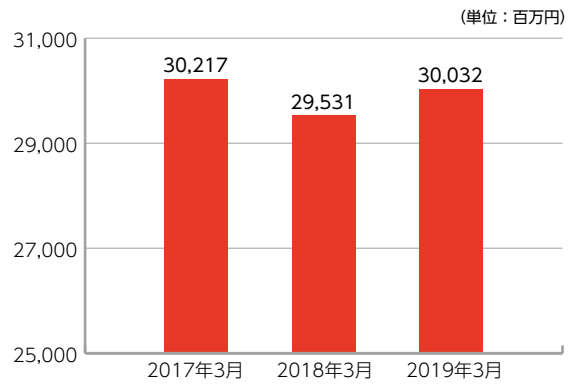
預金の状況



2019年3月末の預金積金残高は、個人預金が前期比682百万円減少し、法人預金が同2,100百万円減少した結果、同2,782百万円減少の69,119百万円となりました。

当金庫では、お客さまの着実な資産形成を応援するため各種預金商品を取り揃えております。詳細は24ページをご覧ください。

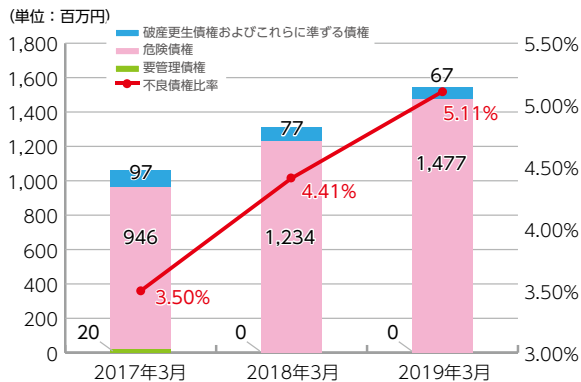
貸出金の状況



2019年3月末の貸出金残高は、住宅資金やマイカーローンは堅調で、建設業等の資金需要も増加したため、前期比501百万円増加の30,032百万円となりました。

当金庫では、地域の中小事業者や個人のお客様の様々な資金ニーズに幅広く対応するため各種融資商品を取り揃えております。詳細は、25ページをご覧ください。

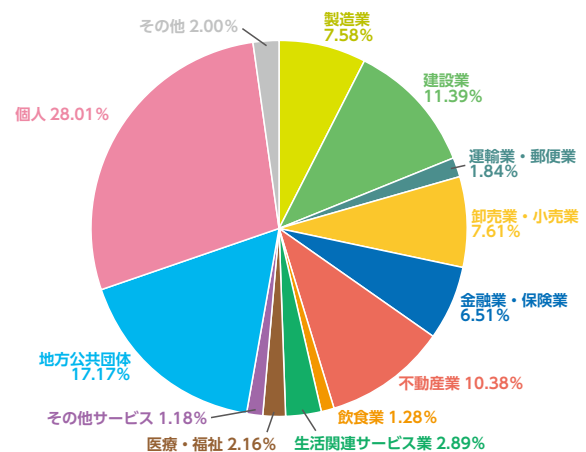
不良債権の状況 (金融再生法開示債権)



不良債権残高は、破綻更生債権等が減少しましたが、貸出先のランクダウンによって危険債権が増加したため、前期比233百万円増加の1,545百万円となりました。この結果、不良債権比率は、同0.7ポイント上昇の5.11%となりました。

当金庫では(株)東日本大震災事業者再生支援機構等の外部機関と連携しながら積極的に事業再生等の支援に取り組んでおります。

貸出金業種内訳

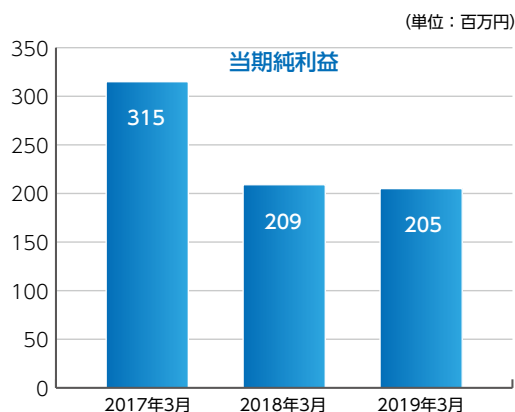
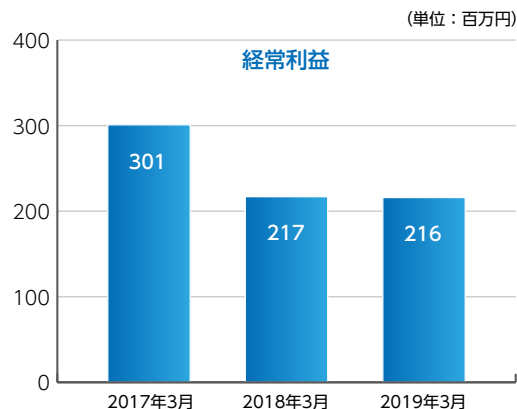
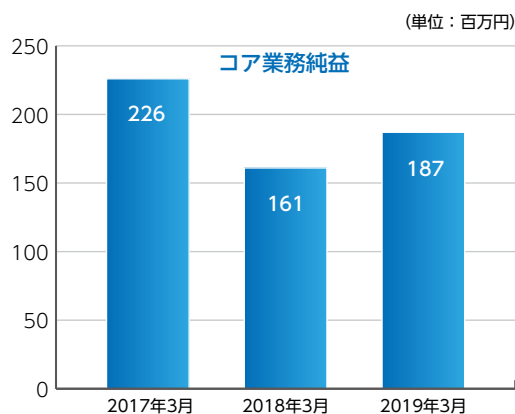


当金庫では、地域の皆様の資金ニーズに幅広く対応し、特定の業種に融資が偏ることのないよう、貸出先の業種分散に努めております。

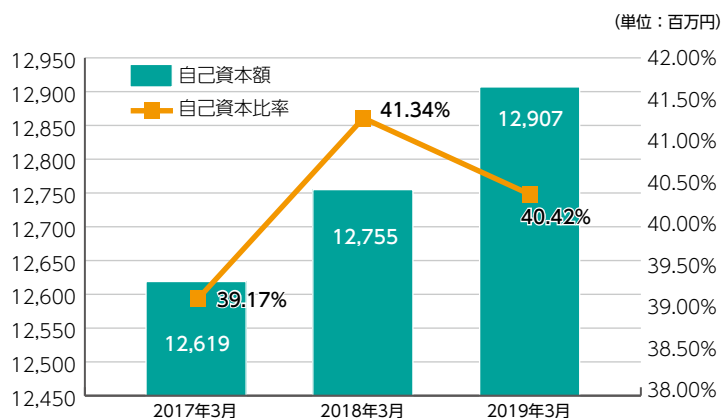
また、大口融資に偏ることなく、多くのお客様にご利用いただけるよう、小口多数を原則とした融資を心掛けております。

収益の状況

収益は、貸出金利息や預け金利息が減少しましたが、有価証券利息配当金が13百万円増加し経費削減に努めた結果、コア業務純益は前期比26百万円増加の187百万円となりました。また、貸倒引当金の増加や、償却債権取立益等の減少によって経常利益は同1百万円減少の216百万円、当期純利益は同4百万円減少の205百万円となりました。



自己資本比率



自己資本比率は、運用している資産等のリスクに対する自己資本の割合で、金融機関の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。

2018年度も安定的な内部留保の積み上げによって、前期比152百万円増加の129億円となりました。自己資本比率はリスクアセットの増加によって、同0.92ポイント低下の40.42%となり、国内基準の4%を大きく上回る水準を維持しています。



当金庫の取組み

2018年度トピックス

<p>2018年 4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●改正債権法にかかる勉強会 (2018.4.19) ●「東北・夢の桜街道」鎌ヶ崎小学校2年生17名による臼木山の桜の写生会実施 (2018.4.20) 	<p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本支店・他金融機関あて即時振込の取扱時間の拡大開始 (2018.10.9) ●「宮古街なか復興市 2018」への参加 (2018.10.7～8) 
<p>5月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「東北・夢の桜街道」桜の絵画コンクール作品展 (JR宮古駅構内) (2018.5.7～5.31) 	<p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若手経営者会「みやしんNext とおきセット」販売開始 (2018.11.1～2018.12.28) ●「ビジネスマッチ東北 2018」当金庫取引先出展 (2018.11.8) ●第32回宮古サーモンハーフマラソンボランティア参加 (2018.11.11) ●キャッシュレス決済の導入支援 (株)Origamiと業務提携 (2018.11.12) ●改正相続法にかかる勉強会 (2018.11.20) ●高校生しごとメッセ in 宮古に出展 (2018.11.21) ●「消費税軽減税率制度」説明会 (2018.11.22)
<p>6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「東北・夢の桜街道」桜の絵画コンクール作品展 (宮古信用金庫 駅前相談プラザ) (2018.6.1～6.22) ●定期預金「Summer 2018」【すえひろがり】取扱開始 (2018.6.8～7.27) ●みやしん【がんばれ！三鉄】懸賞品付定期積金取扱開始 (2018.6.8～12.28) ●宮古・室蘭フェリー就航記念！懸賞品付定期預金取扱開始 (2018.6.8～12.28) ●「信用金庫の日」花の苗プレゼント (2018.6.15) 	<p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期預金「Winter 2018」取扱開始 (2018.12.3～2019.1.31) ●宮古市立田老第一中学校のキャリア教育講演会への講師派遣 (2018.12.6) ●事業承継支援、(株)トランビとビジネスマッチング契約締結 (2018.12.25)
<p>7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●宮古市立第一中学校の職場体験学習受入 (2018.7.5) ●しんきん七夕ゴルフ大会開催：宮古CC (2018.7.7) ●みやこ夏祭りへの参加 (2018.7.28～29) 	<p>2019年 1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(株)トランビ事業承継支援セミナー (2019.1.10) ●改正債権法にかかる勉強会 (2019.1.22) ●「絵本 de えがおプロジェクト」における絵本の贈呈 (2019.1.23)
<p>8月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●こどものまちイベント「みやっこタウン 2018」へ参加 (2018.8.19) 	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改正債権法にかかる勉強会 (2019.2.6) ●宮古商業高校における企業説明会への講師派遣 (2019.2.15)
<p>9月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●みやこ秋祭りへの参加 (2018.9.15～16) ●よい仕事おこしフェア 当金庫取引先2先出展 (2018.9.18～20) 	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若手経営者会「みやしんNext」スマートフォン決済OrigamiPay説明会 (2019.3.4) ●シーサイドタウンマストATM出張所開設 (2019.3.13) 



主な取扱い商品

融資商品

地域の復興に資するため、期間限定の特別金利商品の取り扱いを行っております。



▶しんきん住宅ローン 特別金利キャンペーン

新築・中古住宅・土地の購入資金、増改築・リフォーム資金等にご利用いただけます。



▶地域復興支援融資 「みやしん絆」

事業の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。



▶みやしん子育て応援!! 教育ローン 「いこう!みらいⅠ」 (しんきん保証基金保証)

子育て応援教育ローン。扶養するお子様の人数に応じて金利を優遇し、最優遇金利1.80%。2020年3月31日までお取り扱いしております。



▶みやしん子育て応援!! 無担保住宅ローン 「いこう!みらいⅡ」 (しんきん保証基金保証)

子育て応援住宅ローン。扶養するお子様の人数に応じて金利を優遇し、最優遇金利1.53%。2020年3月31日までお取り扱いしております。

※融資商品につきましては、25ページをご覧ください。

預金商品



▶金利上乘せ定期預金 「Winter2018」

2018年ウインターキャンペーン商品として、2018年12月3日～2019年1月31日まで、期間1年もの0.05%、先着300名様に「古今東西ラーメン食べ比べセット」をプレゼントする「winter2018」を販売しました。



▶宮古・室蘭フェリー就航記念! 懸賞品付定期預金

宮古・室蘭フェリー航路の就航を記念し、室蘭地域の特産品が当たる、懸賞品付定期預金を発売しました。



▶みやしん【がんばれ!三鉄】 三鉄ギフトが当たる定期積金

地域の公共交通機関である三陸鉄道の利用促進を通じて地域の活性化を図るために販売しました。

※その他預金商品につきましては、24ページをご覧ください。



電話相談窓口の設置

当金庫は、地域の復興に向け、来店が困難なお客様のため、電話による融資や資産運用の受付窓口として電話相談窓口を設置しております。ご連絡いただきましたら、当金庫職員が訪問のうえ、ご相談に対応いたしますので、お気軽にお電話下さい。

また、各営業店においても、相談窓口を開設しておりますので、ぜひご利用下さい。

電話相談窓口 宮古信用金庫 総合支援部 地域支援課
電話番号 0193-62-3100

当金庫の取組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「総合支援部」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。また、職員を対象とした「目利き能力」（お客様の事業価値を見極める能力）を向上させるための外部研修への参加や中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

■被災企業の復旧・復興に向けた支援

▶ 岩手産業復興機構及び株東日本大震災事業者再生支援機構の活用

被災により経営に支障が生じ、収益力に対して過大な債務を負っており、既往債権の買取り等により再生が可能と思われる取引先について、お客様の意向を踏まえながら各機構の活用の検討・支援を実施しております。2019年3月末現在、70先の支援を実施しました。

名 称	支援先
岩手産業復興機構	24 先
株東日本大震災事業者再生支援機構	46 先
計	70 先

(2019年3月末現在)

▶ 専門家による相談会等の開催

2015年2月より、公益財団法人いわて産業振興センター内に設置されている「岩手県よろず支援拠点」と連携し、被災した企業を中心に取引先の個別合同相談会を当金庫にて定期的に開催しております。このほか、若手経営者会「みやしんNext」の会員を対象とした、承継・相続に関するセミナーやマーケティング・商品デザインに関するセミナー等を随時開催しております。

▶ 経営改善支援

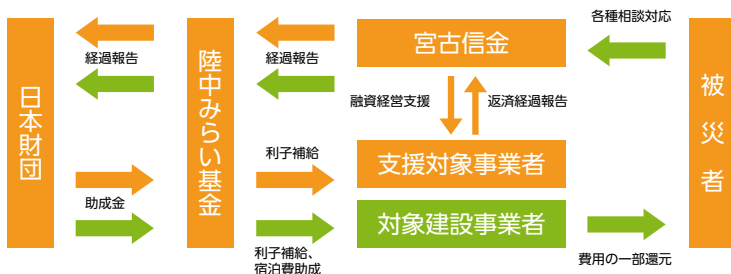
お取引先の事業再生を加速させていくことが、速やかな地域の復興につながると考え、外部機関と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定を支援するとともに、復興支援ファンド「しんきんの絆」による資本性資金の活用にも取組んでおります。

▶ 公益財団法人日本財団と連携した「陸中みらい基金」の運営、利子補給等の実施

当金庫は、2013年12月に公益財団法人日本財団と連携し、「わがまち基金」プロジェクトとして、被災地支援制度を創設いたしました。同制度は被災地支援を目的として、被災により事業再開・継続が困難な状況にある事業者、被災地で新たな事業を開始する事業者等へ（一社）陸中みらい基金を通じて、利子補給及び借入債務の信用補完を行う支援を実施しております。

また、2015年7月より「民間住宅再建加速化支援パイロット事業」を開始、営業区域内の建設業者に対し、利子補給率の引き上げや地域外からの職人募集に対して宿泊費助成を支援しております。さらに、「平成28年台風10号特別利子補給制度」の取扱いを開始し、平成28年台風10号により被害に遭われた事業者を支援しております。

【利子補給制度スキーム図】



これまでの実績

	件・先数	融資金額
利子補給制度	393 件	9,043 百万円
うち民間住宅再建加速化支援パイロット事業	63 件	1,416 百万円
うち平成 28 年度台風 10 号特別利子補給	26 件	106 百万円
信用補完制度	16 件	49 百万円
宿泊費助成	4 先	1 百万円

(2019年3月末現在)



▶ 販路開拓・拡大等に係る支援

当金庫は、お取引先の新たな販路や仕入先の開拓・拡大及び事業の拡大等を支援するための取り組みとして、信用金庫業界の全国ネットワークを活用して開催されるビジネスフェアや個別商談会等への出展機会をお取引先に紹介・提供しております。

また、お取引先の取扱商品を掲載した地域応援カタログ「みやしんNextとおきセット」企画等による販売促進やインバウンド等の新たなニーズによる販路拡大を支援するためにキャッシュレス決済の説明会を開催し、導入の奨励を行っております。

▶ 信用金庫業界との連携による支援

当金庫は、全国の信用金庫、信金中央金庫と連携して、各種ファンド・補助金の活用やボランティア活動等により、被災されたお客様の早期復興をお手伝いしております。

■ 経営改善支援

▶ 経営改善支援等の取組み実績（2018年4月～2019年3月）

当金庫では、2018年度の経営改善支援先として61先のお客様に対して、経営改善に向けた支援に取り組みました。

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数 A	うち経営改善支 援取組み先数 α	αのうち期末に債務者区分がラン クアップした先数			経営改善支援 取組み率 α / A	ランクアップ率 β / α	再生計画策定率 δ / α
			β	γ	δ			
正常先 ①	688	0	0	0	0	0.0%	—	—
要注意先	うちその他要注意先 ②	104	46	2	40	44.2%	4.3%	80.4%
	うち要管理先 ③	0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先 ④	32	15	0	15	12	46.9%	0.0%	80.0%
実質破綻先 ⑤	19	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥	3	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計 (②～⑥の計)	148	61	2	55	49	41.2%	3.3%	80.3%
合計	836	61	2	55	49	7.3%	3.3%	80.3%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は2018年4月当初時点のものです。

- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含みません。
- ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
- ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- ・「αのうち再生計画を策定している全ての先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

■ 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

▶ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2017年度	2018年度
新規に無保証で融資した件数	2件	2件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.41%	0.38%
保証契約を解除した件数	0件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件



当金庫の取組み

■合同相談会の開催

2015年2月より、公益財団法人いわて産業振興センター内に設置されている「岩手県よろず支援拠点」と連携し、取引先の個別合同相談会を当金庫にて定期的で開催しております。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
合同相談会 開催回数	15回	15回	18回	18回
相談者（事業者）数	26先	23先	29先	38先
のべ相談者（事業者）数	49先	46先	51先	60先



▶地域応援商品の発売

地方活性化に資する取組みとして、地域を応援する商品の取扱を開始。地元自治体や商工会議所と連携し、互いのノウハウを活かしながら、創業支援、観光振興、子育て支援、移住・空家対策などに取組み、地域の発展に貢献してまいります。

地域応援商品



■宮古・室蘭フェリー就航記念！
懸賞品付定期預金
(2018.6.8～2018.12.28)



■みやしん【がんばれ！三鉄】
三鉄ギフトが当たる定期積金
(2018.6.8～2018.12.28)

子育て応援商品



■みやしん子育て応援!!
教育ローン
(2018.4.2～)



■みやしん子育て応援!!
無担保住宅ローン
(2018.4.2～)



▶各種ビジネスフェアへの出展支援

当金庫のお客様に販路拡大やマッチングの機会を提供するため各種ビジネスフェア・商談会等への出展を支援しております。

「2018 よい仕事おこしフェア」
主催：城南信用金庫
(9/18～20 会場：東京国際フォーラム)

当金庫取引先 2社出展



「ビジネスマッチ東北2018」
主催：東北地区信用金庫協会ほか
(11/8 会場：仙台 夢メッセみやぎ)

当金庫取引先 1社出展



▶宮古信用金庫若手経営者会「みやしんNext」の運営

宮古の次世代を担う若手経営者や後継者の方々に支援するため、若手経営者組織「みやしんNext」の運営を行いました。新しい時代の経営環境に適応するよう、経営ノウハウの習得に役立つ各種研修のほか、会員相互の交流を活性化するための異業種交流会を開催しています。



「みやしんNext」勉強会



「みやしんNext」第6回総会

2018年度は外部講師を招聘した研修・総会を3回開催しました。

2013年1月の発足以来、2019年3月末現在の会員数は101社を数え、今後も地域の将来を担う、若手経営者の経営力向上と事業拡大に向けた支援を継続してまいります。

なお、会員については随時募集していますので、詳細につきましては最寄りの営業店までご連絡ください。

みやしんNext「とっておきセット」の企画・支援



お歳暮シーズンに合わせて、若手経営者会「みやしんNext」会員企業が取扱う商品を詰め合わせた2種類のギフトセットの販売を支援しております。

当金庫は、三陸沿岸地域の魅力を全国に発信し、お取引先の販路拡大を支援する活動として「とっておきセット」の商品企画やパンフレットの作成などに協力しています。



当金庫の取組み

サービスの向上・改善に関する取組み

■相談業務の拡充

お客様の利便性向上のため、駅前支店2階にみやしん駅前相談プラザを開設。また、山田支店にて休日営業を行っております。事業性資金や住宅ローンなどのお借入れに関する相談のほか、年金、相続、資産運用など、生活に関わる様々なご相談に広く対応しております。

みやしん駅前相談プラザ（駅前支店2階）



営業時間 平日 9時～17時（月曜日は19時まで）

みやしん山田相談プラザ（山田支店内）
～毎月第2日曜日営業～



営業時間 平日 9時～17時
休日 毎月第2日曜日 10時～15時

■田老地区の仮設事務所、ATM移転による利便性の向上

グリーンピア三陸みやこ内の仮設事務所を「田老総合事務所庁舎内」に移転するとともに、ATMを「道の駅たろう」敷地内に移転し、皆様の利便性向上を図りました。



田老総合事務所庁舎内に
仮設事務所を移転
平日9時～14時の間、
相談業務を実施

「道の駅たろう」敷地内
コンビニエンスストア
隣にATMを移設



人材（財）育成の強化・活気ある職場づくり

お客様への提案力強化、サービス向上のほか、将来の信用金庫経営を担う人材のマネジメント力の強化に向けて、役職員向け研修や勉強会を積極的に開催しました。



【2018年度の主な役職員向け研修・勉強会の実績】

- ①新入職員研修
- ②年金推進基礎講座
- ③地域密着実践研修
- ④融資基礎講座
- ⑤融資推進研修
- ⑥一番に選ばれる金融機関を目指す研究会
- ⑦事業性評価のための目利き力養成研修
- ⑧改正債権法に係る勉強会
- ⑨全信協基礎・上級実務試験対策講座
- ⑩（一社）しんきん保証基金住宅ローン勉強会
- ⑪㈱Origami キャッシュレス決済にかかる勉強会
- ⑫㈱トランピ事業承継支援セミナー
- ⑬新入職員フォローアップ研修
- ⑭若手職員研修（レジリエンスの鍛え方）

地域とのふれあい活動

「東北・夢の桜街道運動」 絵画コンクール実施

「東北・夢の桜街道運動」への取組みとして、桜の札所の一つである「白木山」の桜を題材に、鉾ヶ崎小学校2年生17名が絵画コンクールに参加、画用紙いっぱいに色とりどりの桜を描きました。作品はJR宮古駅待合室とみやしん駅前相談プラザに展示、人々の心を和ませてくれました。



しんきん七タゴルフ大会の実施

2018年7月、地域の皆様との交流を深めるためのイベントとして、しんきん七タゴルフ大会を開催いたしました。



宮古サーモンハーフマラソン給水所開設

2018年11月に行われた「第32回宮古サーモンハーフマラソン」にて、本店前に給水所を設置、ランナーのための給水活動やコース補助員としてのボランティア活動に参加しました。



マネースクール等への講師派遣

地域の学生を対象としたマネースクールや信用金庫の職場を体験する受入研修も随時行っております。



地域の祭り・イベントへの参加

みやこ夏祭り、みやこ秋祭りなど、いろいろな地域のイベントへ参加しています。



みやこ夏祭り



みやこ秋祭り



街なか復興市



総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以上80人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、2019年6月30日現在の総代数は66人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

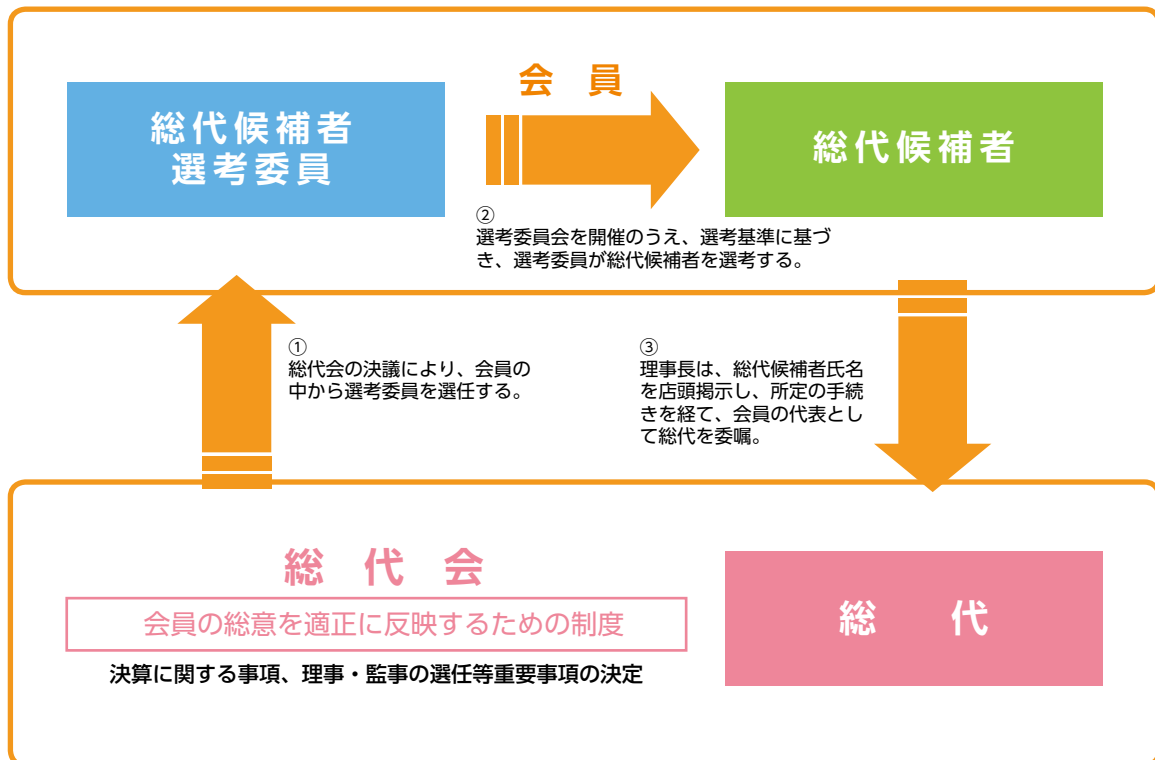
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(3) 総代選考の方法は、当金庫の「総代選任規程」に基づいております。

（注）総代候補者の選考基準

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・人格に優れ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・その他総代会選考委員が適格と認めた方

宮古信用金庫の総代会の仕組み



3. 第75回 通常総代会の決議事項等

第75回通常総代会において、次の事項が報告ならびに付議され、付議事項はそれぞれ原案のとおり了承されました。

- (1) 報告事項
第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- (2) 決議事項
 - 第1号議案 第93期剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 総代候補者選考委員24名の選任の件
 - 第4号議案 理事7名選任の件
 - 第5号議案 監事3名選任の件
 - 第6号議案 退任理事及び退任監事に対し退職慰労金贈呈の件



4. 総代名一覧

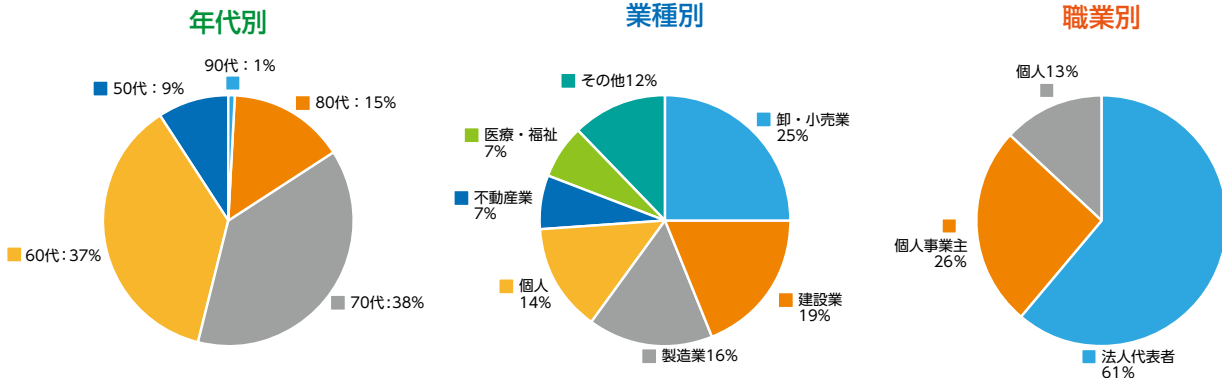
(敬称略、五十音順)

選任区域		定数	総代数	氏名																								
区分	主な地名																											
第1区	宮古市(向町・本町・新川町・藤原・鎌ヶ崎・佐原・崎山・磯鶏・津軽石)	21人 ~ 29人	25人	伊藤 勝博 ③	大久保 博 ④	金澤 満 ⑤	川崎 利治 ③	藤部 正三 ⑭	久地 辰志 ④	小西 信夫 ④	小堀 内徳 ③	齋藤 俊雅 ⑤	佐々木 公一 ④	佐々木 政一 ④	島崎 秀男 ⑤	高橋 雅政 ⑧	田崎 一英 ⑨	中島 恭武 ⑥	藤田 榮一 ⑮	高沼 里館 ④	花坂 康太郎 ⑦	早野 秀則 ③	藤田 榮一 ⑮	古山 館英 ④	古館 善一 ⑰	早松 山光 ⑦	三浦 範夫 ⑤	
				阿部 勝久 ③	及川 穰 ⑤	太田 憲一郎 ⑥	小川 一雄 ⑦	刈屋 清次 ④	小成 茂正 ④	齋藤 肇 ⑤	齋藤 眞琴 ⑥	坂下 幸康 ⑧	小佐 香英 ⑤	佐藤 昇 ⑨	鈴木 壽次 ⑩	鈴木 勇隆 ⑤	中嶋 仁志 ④	松井 正之 ⑥	松橋 啓三 ⑥	三浦 隆広 ⑤	三上 新一 ⑨	渡邊 良司 ⑧						
第2区	宮古市(黒田町・横町・西町・末広町・大通・南町・栄町・田の神・山口)	19人 ~ 25人	21人	伊藤 一也 ⑫	木村 渡 ④	澤田 令 ⑨	中屋 淳一 ④	成ヶ澤 仁明 ⑩	松館 武美 ④	向井 田岳 ②																		
第3区	宮古市(千徳・刈屋・茂市・川井)	7人 ~ 9人	7人	伊藤 正美 ④	木下 慶市 ⑤	佐々木 俊夫 ⑰	佐藤 充 ②	伊藤 正美 ④																				
第4区	下閉伊郡山田町	5人 ~ 7人	5人	青木 正紀 ③	東 龍男 ④	佐々 隆裕 ②	佐々木 重光 ②	伊藤 正美 ④																				
第5区	釜石市・上閉伊郡大槌町	4人 ~ 5人	4人	赤沼 正清 ⑤	加藤 俊郎 ⑤	上屋 敷 正明 ③	田中和 七 ⑥																					
第6区	宮古市田老・下閉伊郡岩泉町・田野畑村・普代村	4人 ~ 5人	4人																									
計		60人 ~ 80人	66人																									

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(2019年6月30日現在)

《総代の属性別構成比》



役員・組織図

コーポレートデータ

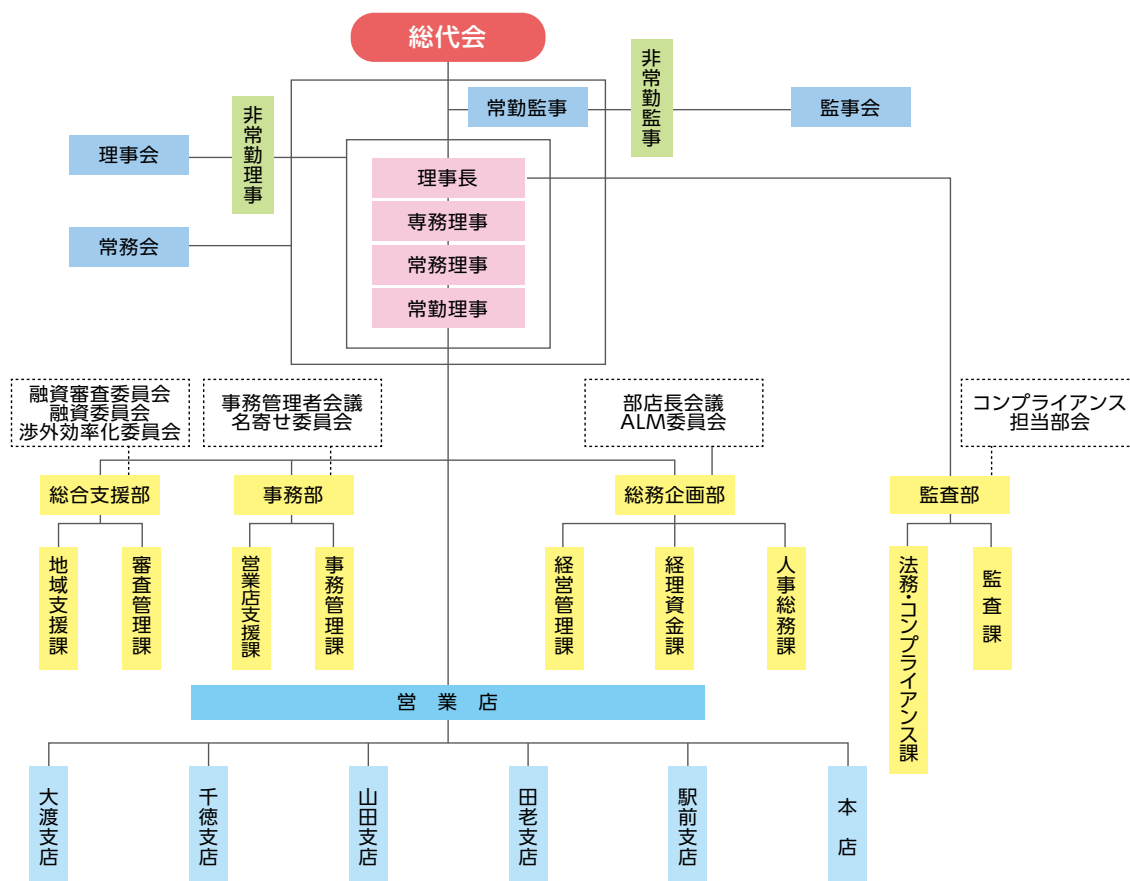
【役職一覧】（2019年6月末現在）



	非常勤監事	非常勤監事	常勤監事	常勤理事	常勤理事
<後列>	田代 純 ※2	田澤 豊	中崎 則男	鳥居 義典	高島 悟
	非常勤理事	専務理事（代表理事）	理事長（代表理事）	常務理事（代表理事）	非常勤理事
<前列>	由濱 清人	手島 洋平	齋藤 浩司	野澤 富士夫	齋藤 俊市 ※1

※1 理事 齋藤俊市は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 田代純は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

【業務組織図】（2019年6月末現在）



職員数・会員数・出資金
【職員数】

	2014年度 (2015年3月末)	2015年度 (2016年3月末)	2016年度 (2017年3月末)	2017年度 (2018年3月末)	2018年度 (2019年3月末)
職員数	77人	79人	80人	71人	73人
（うち男性職員）	(45)	(49)	(46)	(43)	(44)
（うち女性職員）	(32)	(30)	(34)	(28)	(29)
平均年齢	40歳5ヵ月	41歳4ヵ月	41歳3ヵ月	41歳6ヵ月	41歳8ヵ月
平均勤続年数	19年8ヵ月	20年6ヵ月	20年4ヵ月	18年8ヵ月	17年9ヵ月

【会員数】

	2014年度 (2015年3月末)	2015年度 (2016年3月末)	2016年度 (2017年3月末)	2017年度 (2018年3月末)	2018年度 (2019年3月末)
個人	9,821	9,750	9,689	9,563	9,447
法人	721	729	724	729	731
合計	10,542	10,479	10,413	10,292	10,178

【出資金・配当率】

	2014年度 (2015年3月末)	2015年度 (2016年3月末)	2016年度 (2017年3月末)	2017年度 (2018年3月末)	2018年度 (2019年3月末)
出資金	5,332,217千円	5,328,162千円	5,321,899千円	5,315,210千円	5,309,957千円
配当率（普通出資）	1.00%	1.00%	1.00%	2.00%	1.00%
（優先出資）	0.15%	0.15%	0.11%	0.06%	0.00%

■シーサイドタウンマスト ATM 出張所新設のお知らせ

当金庫では、地域の皆様の利便性向上のため、大槌町シーサイドタウンマスト敷地内に ATM 出張所を新設いたしました。


■ 2019 年度新入職員のご紹介

当金庫の将来を担う期待の新入職員 4 名が、入庫しました！



経営管理体制

貸出運営についての考え方

定められた営業地域の中での活動は「皆様からお預かりしたお金を、その地域内で運用すること」これが地域金融機関として当金庫に課せられた役割であると考えております。

事業者には必要な設備資金や運転資金を、個人の方々には住宅資金・教育資金・マイカー購入資金など幅広いニーズに、迅速・的確にお応えするよう努めております。

また、岩手県信用保証協会の保証による岩手県、宮古市、釜石市、山田町、大槌町の制度融資についても積極的に取扱いしております。

一方、個々の貸出に際しましては、当金庫の強みである地域へ密着した融資渉外体制を通じて情報収集のうえ、お客様の信用状況や事業計画の妥当性などを十分に検討し、必要に応じ担保や保証を頂くなど、貸出金債権の健全化に努めるとともに、特定の業種や特定のお客様に偏ることのないよう広く貸出を行い、リスクの分散にも心掛けております。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者の選任について決議しております。
- ②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「地域支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。
- ③職員の「目利き能力」（お客様の事業価値を見極める能力）を向上させるための外部研修への派遣、また、中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

2019年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況

貸付の条件の変更等の実施状況について(2009年12月4日から2019年3月末までの累積実績)

(単位:百万円)

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業のお客様向けの貸付債権	848	12,357	841	12,294	4	22	0	0	3	41
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	269	6,169	266	6,136	2	13	0	0	1	19
住宅資金お借入れのお客様向けの貸付債権	46	430	45	422	1	8	0	0	0	0

(注1) 上記件数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注2) 「申込み」とは、お客様から返済条件変更の申込みを書面または口頭で受け付けたものを指します。

当金庫は 2013 年 3 月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取組んでまいります。

お客様から貸付条件の変更等に関するご相談・苦情は、ご利用営業店窓口、もしくは次の本部窓口をご利用ください。

宮古信用金庫 総合支援部 審査管理課
電話番号 0193-62-3100 (直通)



リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展に伴い、金融機関の経営上のリスクは、複雑化・多様化してきております。こうした中で当金庫では、経営の健全性を維持するためリスク管理の強化を重点施策と位置付け、その充実に努力しております。今後も内部管理体制の強化に努める等、経営全般に亘るリスク管理の徹底に力をいれてまいります。

【経営管理（ガバナンス）】

経営管理（ガバナンス）とは、代表理事、理事及び理事会による経営方針等の策定、理事・理事会の役割・責任、組織体制の整備、監事・監事会による監査、外部監査、内部監査が実効的に機能していることです。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営管理（ガバナンス）が、全体として有効に機能しているか確認し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理に努めてまいります。

【自己資本管理】

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。

今後とも、健全な自己資本比率を維持できるように努めてまいります。

【顧客保護等管理】

顧客保護等管理とは、顧客の保護及び利便性の向上の観点から、次の事項を達成するため必要となる管理をいいます。

- 当金庫において与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引に関し顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保。
 - 顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対処が適切に処理されることの確保。
 - 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されることの確保。
 - 金庫の業務が外部委託される場合における業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることの確保。
- 顧客保護等の実態や実情を定期的に把握するとともに分析・評価し、問題点等の改善に努めてまいります。

【資産査定管理】

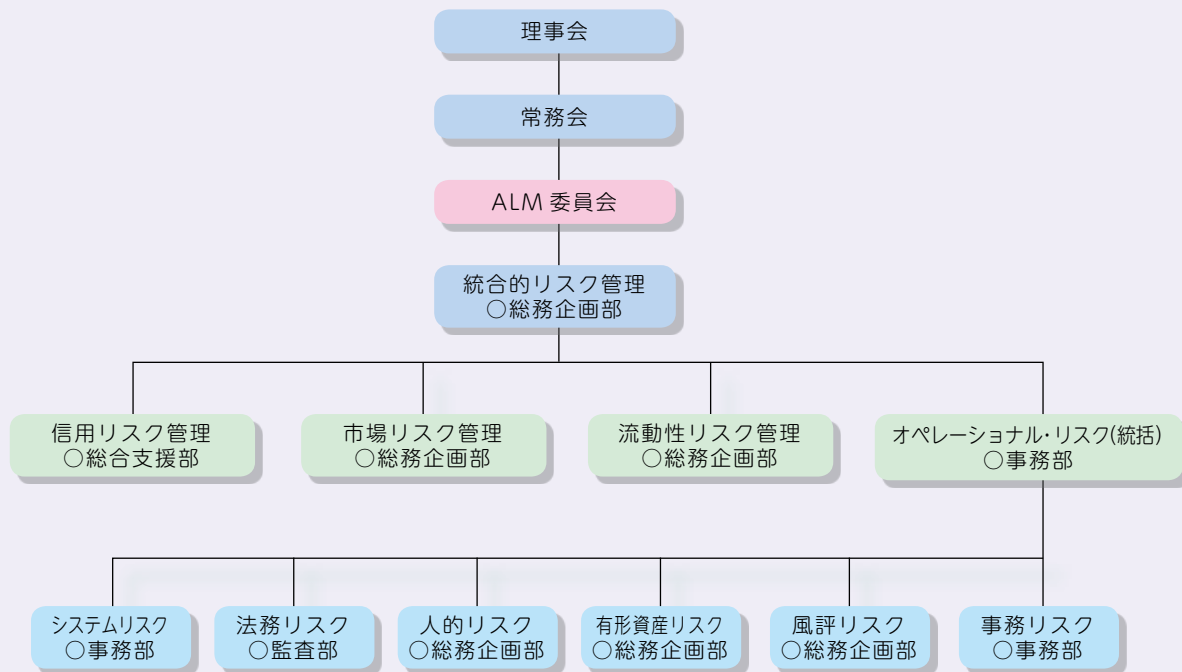
資産査定とは、当金庫の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、当金庫自らが行う資産査定を自己査定といいます。

【統合的リスク管理】

当金庫の直面するリスク及び想定されるリスクを可能な手法等で計測・評価し、評価したリスク量と自己資本等の経営体力や金庫独自の基準等とを比較し、評価、管理することをいいます。

統合的リスク管理では、自己資本算定及び充実度の評価とそれぞれのカテゴリーに分類し、比較・対照したリスクを統合的に評価し、管理してまいります。

統合的リスク管理体制組織図



リスク管理体制

信用リスク

信用リスクとは、取引先が財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資審査体制の充実に努めております。また、内部研修の実施や、信用金庫協会などが実施する各種研修会への積極的参加、さらに全店の融資担当者等を個別に総合支援部に招集して教育する「審査トレーナー制度」を導入するなど融資審査能力の向上を図っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）。

当金庫では、下記、市場リスク管理同様に流動性リスク管理においても金庫業界のA L M（資産・負債の総合管理）システムを利用し、健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理の充実に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいい、その金融商品等に付随する信用リスク等のリスクを含めて市場リスクといたします。

1. 金利リスク
金利変動に伴い損失を被るリスク。資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。
2. 価格変動リスク
保有する有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク。
3. 為替リスク
為替相場の影響により、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。
4. 信用リスク
財務状況の悪化等により格付けが引き下げとなり、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。
当金庫では、経済、金利見通しなどに金庫業界のA L M（資産・負債の総合管理）システムを利用し、運用調達の方策を策定、実行しています。
今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク）をいいます。

▶事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

▶法務リスク

金庫経営、金庫取引に係る法令、金庫規則等に違反する行為（法令等違反行為）ならびにそのおそれのある行為が発生することで、金庫の信用の失墜を招くことにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

▶人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（給与・賞与・手当・解雇等の問題）及び差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

▶システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

基幹システムであるオンラインシステムの信頼性・安全性・効率性の向上に努めております。

また、「オンライン障害時の事務取扱要領」「コンティンジェンシー・プラン（災害時等危機管理計画）」を定め障害時等の事務に支障のないよう努めております。

▶有形資産リスク

災害その他の事象により有形資産の毀損・損害が生じるリスクをいいます。

▶風評リスク

金庫の評判の悪化や風説の流布等で、信用が低下することにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では監査部門が定期的に臨店監査を実施するほか、営業店に対しては、月例の店内監査実施を義務付けております。また、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、事故を未然に防止するため万全の体制をとっております。



コンプライアンス(法令等遵守)体制

■コンプライアンス(法令等遵守)への取組みについて

法令等遵守とは、当金庫においては、単純に「法令遵守」に限らず、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として公共的使命を果たしていくため、「してはならないこと」「するのが適切でないこと」「しないほうがよいこと」を行わないとする倫理観をも含め「法令(法律、施行規則等)、規程その他ルールはもとより、社会規範をも遵守する」ことをいいます。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営の最重要課題の一つとして位置付け、遵守に努めてまいります。

■利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、利益相反管理方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するとともにお客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針をホームページに公表するとともに、役職員等を対象に利益相反管理について研修等を実施いたしました。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様の取引との条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役員等を対象に研修・教育等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

■反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、2007年9月施行の「金融商品取引法」に基づき、利用者保護等を極めて重要であると認識し、規程等の整備を行うとともに、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、下記事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ってまいります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をして頂くために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお申し出ください。

■個人情報の保護に関する法律に対する対応について

当金庫は、「個人情報の保護と利用に関する規程」等を制定、個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を店頭やホームページで公表しております。

今後も、個人情報(顧客情報)の取扱いは、顧客保護等管理の一環として細心の注意を払ってまいります。

■お客様本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、お客様の資産の形成及び資産の運用の業務において、お客様のニーズに適切にお答えし、お客様満足度の向上を目的として「お客様本位の業務運営に関する基本方針(フィデューシャリー・デューティー)」を制定しております。

本方針につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。



金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

宮古信用金庫 総務企画部

住 所	〒027-0082 岩手県宮古市向町 2-46	受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00
T E L	0193-62-2400	F A X	0193-63-2500
		受付媒体	電話、手紙、面談

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務企画部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00
T E L	03-3517-5825	受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務企画部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
T E L	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）
時 間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務企画部にお尋ねください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- （1）営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務企画部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務企画部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- （4）お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- （6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- （8）苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- （9）お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。



主な商品・サービスのご案内

≪主な預金業務について≫

種 類	内 容 ・ 特 色
総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。必要な時には定期預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資が利用いただけます。
普通預金	給料や年金のお受取り、公共料金の自動引落し等にご利用できます。キャッシュカードをご利用になれば、全国の信用金庫・銀行などでお引出しができます。
決済用普通預金（無利息型）	決済用預金の3要件（無利息・要求払い・決済サービス）を満たした普通預金です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
教育資金一括贈与専用普通預金	教育資金の一括贈与の非課税措置（2021年3月31日まで）の適用を受けるための専用口座です。（1円以上1,500万円以下）
結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金	結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置（2021年3月31日まで）の適用を受けるための専用口座です。（1円以上1,000万円以下）
当座預金	手形や小切手をご利用いただくための預金です。会社・商店のお取引に便利です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
貯蓄預金	普通預金の便利さと定期預金のような有利さをセットし、お預け入れの残高によって利率が変わる出し入れ自由な預金です。普通預金と貯蓄預金との間で自動振替（スウィング）ができます。
納税準備預金	納税資金を計画的にご準備していただく預金です。お利息は非課税ですが、納税以外でご利用の際は、お利息が課税の対象になります。
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。据置期間7日以上で、お引出しの際は2日前までにご通知が必要です。
定期預金	まとまったお金を有利に増やせるお利息がお得な預金です。
スーパー定期預金	自由金利預金です。期間は1ヵ月～5年以内、1,000万円未満の資金の運用に適した預金です。
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用として1ヵ月～5年以内の期間が自由に選べる預金です。
期日指定定期預金	1年複利で、最長3年までお預入れいただけます。お預入れ後1年を経過すると、1ヵ月前のご連絡で、いつでもお引出しになれます。
変動金利定期預金	市場金利の動向に合わせて、6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。お預かり期間は1年～3年となっています。
しんきん年金優遇定期預金「おもいやり」	当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期預金です。期間は1年で300万円までご利用いただけます。
会員優遇定期預金「しんきんメンバーズ」	当金庫の出資会員で個人の方を対象にした金利優遇定期預金（預入金額：10万円以上200万円以下）です。期間3年の自動継続で、店頭表示金利に年0.02%上乗せした利率でお預入れいただけます。
積立定期預金	満期日を設定いただき、期間内はいつでもお好きな時に1回あたり1,000円以上を積立できます。
定期積金	事業の拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備する預金です。
スーパー積金	目的にあわせ期間を自由に決めて毎月決まった金額をお積立いただく預金です。契約時の利率は満期まで変わりません。期間は6ヵ月から5年までです。
年金受給者専用隔月積金「浪漫くらぶ」	当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期積金です。年金受給月に掛け金を払い込みいただけます。
女性専用自由金利型定期積金 女性専科「エレガンス」積金	期間2年（掛込回数24回）の女性専用の定期積金です。契約者の方へは、「エレガンス旅行」への参加ご案内を差し上げています。

(2019年7月末現在)



主な商品・サービスのご案内

《主な融資商品について》

種 類	内 容 ・ 特 色
みやしんカードローン	お使いみちは自由、カードが必要なときにATMからローンが受けられます。 (ご利用限度額 10万円～300万円、10万円単位)
カードローンS	お使いみちは自由、カードが必要なときにATMからローンが受けられます。 (ご利用限度額 100万円・200万円・300万円)
しんきんきゃっする	お使いみちは自由、カードが必要なときにATMからローンが受けられます。 (ご利用限度額 50万円～900万円、10万円単位)
教育カードローン	教育資金を必要とするお客様に、ご利用限度額の範囲内で必要な時に必要な分だけATMでお借入れいただけます。 (ご利用限度額 50万円～500万円、10万円単位)
【金利選択型】 しんきん住宅ローン	住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (固定金利選択型・変動金利型 50万円以上8,000万円以内(借地上の建物の場合は3,000万円以内)、期間1年以上35年以内(借地上の建物の場合は1年以上30年以内))
みやしん住宅ローン (全国保証(株)保証付)	住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (変動金利型・固定金利選択型 100万円以上1億円以内(ただし保証会社の定める担保評価額の200%以内)、期間2年以上35年以内)
全期間固定金利住宅ローン	住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (全期間固定金利方式・100万円以上5,000万円以内、期間1年以上35年以内)
個人向け 住宅ローン「復興」	地域復興支援住宅ローンとして、新築・中古住宅・土地の購入、増改築・リフォーム資金、借換資金等にご利用いただけます。 被災者特例として取扱手数料の優遇がございます。 (変動金利型 50万円以上5,000万円以内 500万円以内の場合無担保扱い可、期間35年以内)
しんきん無担保住宅ローン	最高1,500万円まで担保・保証人不要で自宅の購入・リフォーム資金、住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます。 (期間3ヵ月以上20年以内)
しんきん教育プラン	入学金、授業料等の学校納付金及びアパート代等教育に必要な資金にご利用いただけます。 (ご融資金額1,000万円以内、期間3ヵ月以上16年以内)
極度型教育ローン 【学資応援団】	教育資金を必要とするお客様にあらかじめ貸付予約枠を設定いただけます。極度額以内であれば何度でも必要なだけお借入ができます。在学期間中は元金返済の据え置きも可能です。(ご利用限度額100万円～500万円、50万円単位)
しんきんカーライフプラン	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。(1,000万円以内、期間3ヵ月以上10年以内)
マイカーローンモア	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。(10万円以上500万円以内、期間8年以内)
フリーローンS	お使いみちは自由です。事業資金は除きます。(10万円以上500万円以内、期間10年以内)
オールマイティ	お使いみちは自由です。事業資金にもご利用いただけます。(10万円以上500万円以内、期間6ヵ月以上10年以内(ただし、300万円以下は7年以内))
しんきん個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
しんきん福祉プラン	親族のための介護用機器購入等費用や老人ホーム入居一時金などの資金にご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
みやしん職域サポートローン	みやしん職域サポート制度を導入した事業者に働く経営者・従業員の方が対象。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
シニアライフローン	満60歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方を対象のローンです。充実したシニアライフにお役立てください。 (100万円以内、期間3ヶ月以上10年以内)
事業者向け 事業者カードローン	運転資金・設備資金をご利用限度内ならいつでもカードで、何回でもご利用いただけます。
事業者向け 事業資金融資	割引手形(一般商業手形の割引)、手形貸付(仕入資金など短期資金の融資)、証書貸付(設備資金などの長期資金の融資)、当座貸越(事業資金の自動融資)の取扱いをしております。
事業者向け スモールビジネスローン	50万円以上300万円以内で事業に必要な運転資金・設備資金(借換資金可)としてご利用いただけます。(期間6ヵ月以上5年以内)
事業者向け みやしん絆	地域復興支援融資として、原則、無担保で事業の運転資金・設備資金をご融資いたします。 (1,000万円以内、手形貸付1年以内、証書貸付7年以内)
事業者向け しんきんプロGRESS	当金庫会員である法人企業・個人事業主のお客様を対象に、スコアリング審査にて岩手県信用保証協会保証による事業資金をご融資いたします。
事業者向け 代理業務と制度融資	信金中央金庫・日本政策金融公庫などの代理業務と岩手県・宮古市・釜石市・山田町・大槌町の制度融資を取扱っております。

《国債窓販業務》

種 類	内 容 ・ 特 色
国債等の窓口販売	お客様の多様化する資産運用ニーズに対応するため、個人向け国債窓口販売を行っています。非課税制度(マル優・特別マル優)がご利用いただけます。

《保険窓販業務》

種 類	内 容 ・ 特 色
生命保険	個人年金保険・一時払終身保険・長期平準払保障性商品、事業者向け定期保険・医療保険をお取扱いしております。
損害保険	火災保険(住宅ローン関連)・自動車保険をお取扱いしております。

《為替業務》

種 類	内 容 ・ 特 色
送金 振込 取立	当金庫本支店をはじめ、全国各地の金融機関のご指定の口座へ迅速にお振込ができます。ATMによるお振込もお取扱いしております。また、金融機関の手形・小切手もお取立いたします。

(2019年7月末現在)



《サービス業務》

種 類	内 容 ・ 特 色
キャッシュカードサービス	キャッシュカードで全国の信用金庫のCD・ATMでご入金、ご出金、残高照会ができます。また、全国キャッシュサービス「MICS」マークのある金融機関でご出金、残高照会ができます。
自動支払い	公共料金、各種保険料、クレジットカード利用代金等をご指定の口座から自動的に支払われます。
自動受取り	お給料、各種年金、配当金等が自動的にご指定の預金口座に振込まれます。安全、確実、振込まれたその日から預金としてお利息がつき、キャッシュカードでお引き出しできます。
クレジットカード	VISA カードの取次業務を行っており、公共料金等のお支払いにもご利用いただけます。日本国内のみでなく世界中でご利用いただけます。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日には、ご指定の預金口座へ入金いたします。本店及び駅前支店をご利用いただけます。
アンサーサービス	お使いのFAXや電話に振込入金や取立入金のご連絡を自動的に送ります。また、口座の残高や取引履歴の照会ができます。
テレホン banking	いつでも、どこでも電話1本で残高照会、入金明細照会、振込・振替ができます。ただし、キャッシュカードをお持ちの口座に限ります。
ホーム banking ファーム banking	設置の端末機の操作で当金庫本支店をはじめ全国各地の金融機関への振込ができますから、ご来店の手間が省け、資金の効率化に役立ちます。また、総合振込、給与振込等のサービスもお取り扱いできます。
インターネット (個人・法人) banking (I B)	自宅等のパソコン、モバイル端末、携帯電話からインターネットを利用して、預金口座の残高照会、入金明細照会、振込・振替等を行うサービスです。
マルチペイメント (MPN)	I B を利用して国庫金等のお支払いができます。
サッカーくじ (toto スポーツ 振興くじ) 当せん金払戻業務	窓口で当選金の払い戻し業務を行っております。本店及び大渡支店でお取り扱いしております。
日本銀行歳入代理店	法人税、所得税、消費税等国税の納付が、全店で可能です。また、自動振替のお取扱いをしております。
しんきん電子マネー チャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話やスマートフォンに電子マネー (E d y) をチャージ (入金) できるサービスです。
でんさいネットサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク (通称:でんさいネット) が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権 (でんさい)」を利用するためのサービスです。当金庫ホームページから簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。

(2019年7月末現在)

商品利用にあたっての留意事項

商品のご利用にあたっては、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利の変更や手数料を伴う場合もありますので、必ず商品概要説明書等をご確認ください。

また、都合により、やむを得ず取扱いをとり止めさせていただく場合があります。

なお、これらの商品についてのお問い合わせは、当金庫本支店の窓口、渉外担当者または電話相談窓口 (0193-62-3100・総合支援部地域支援課内) で承ります。



手数料のご案内

■振込手数料（1件につき）

取扱区分		金額区分	同一店内	本支店あて	他金融機関あて
振込種類		3万円未満	324円	324円	648円
窓口取扱分電信・文書		3万円以上	540円	540円	864円
ATM取扱分	当金庫カード	3万円未満	無料	108円	432円
		3万円以上	無料	324円	648円
	他金融機関カード	3万円未満	216円	216円	540円
		3万円以上	432円	432円	756円
	現金	3万円未満	216円	216円	540円
		3万円以上	432円	432円	756円
HB・FB・IB取扱分		3万円未満	無料	108円	432円
		3万円以上	無料	324円	648円

※ATM振込を他行カードでご利用の場合ATM利用手数料として別途108円必要となります。

■送金手数料（1件につき）

	手数料
電信扱い	864円
普通扱い	648円

■代金取立手数料（1通につき）

			手数料
同一手形交換所外	他金融機関あて	個別または至急扱い	1,080円
		普通扱い	648円
	本支店間	432円	
同一手形交換所内（自店分以外）			216円

■他店券取扱手数料（1通につき）

	手数料
同一手形交換所内（本支店間以外）	216円

■例外扱い諸手数料（1件あるいは1通につき）

	手数料
不渡手形返却料	648円
取立手形組戻料	648円
取立手形店頭呈示料	648円
送金・振込の組戻料	648円

■ATM利用手数料

種類	利用時間	出金手数料	入金手数料
当金庫カード	平日	8:00～8:45	無料
		8:45～18:00	
		18:00～21:00	
	土曜日	8:00～20:00	108円
日曜日・祝休日	8:00～20:00		
他信用金庫カード	平日	8:00～8:45	108円
		8:45～18:00	無料
		18:00～21:00	無料
	土曜日	8:00～20:00	108円
日曜日・祝休日	8:00～20:00		
他行カード	平日	8:00～8:45	216円
		8:45～18:00	108円
		18:00～21:00	108円
	土曜日	8:00～20:00	216円
日曜日・祝休日	8:00～20:00		
ゆうちょカード	平日	8:00～8:45	216円
		8:45～18:00	108円
		18:00～21:00	216円
	土曜日	8:00～9:00	216円
		9:00～14:00	108円
		14:00～20:00	216円
日曜日・祝休日	8:00～20:00	216円	216円

■両替手数料・金種指定払戻手数料

両替枚数	手数料
100枚以下	無料
101枚～500枚	216円
501枚～1,000枚	324円
1,001枚～2,000枚	540円
2,001枚～3,000枚	864円
3,001枚以上	1,000枚ごとに324円加算

※同時（日）に複数の両替を依頼される場合は、1回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。

■両替機利用手数料

項目	手数料
両替機専用カード利用手数料（年額）	16,848円
両替機専用カード再発行手数料（1枚）	1,080円

■しんきん携帯電子マネーチャージサービス手数料（1回あたり）

項目	手数料
15,000円未満	54円
15,000円以上	無料

■その他手数料

項目	手数料
当座関連手数料	
普通当座手形用紙（1冊）	432円
小切手帳（1冊）	432円
専用当座開設料	3,240円
専用当座発行手数料（1枚）	540円
再発行手数料	
通帳・証書再発行（1冊）	1,080円
C D・ローンカード再発行（1枚）	1,080円
国債窓販保護預り手数料（年額）	1,296円
個人向け国債窓販保護預り手数料	無料
株式等払戻手数料	払込金の1000分の2 × 108%
証明書等発行手数料	
残高証明書・利息証明書	
都度発行（1通あたり）	432円
定例発行（1通あたり）	216円
残高証明書（監査法人向け）	1,080円
取引証明書（1件あたり）	1,080円
取引明細表（1枚あたり）	108円
個人情報開示手数料	540円
夜間金庫使用手数料	
月額基本料	1,080円
入金帳（1冊）	2,160円
テレホンバンキング契約手数料（月額）	216円
ホームバンキング基本手数料（月額）	540円
ファームバンキング基本手数料（月額）（ホームバンキング含む）	2,160円
個人顧客インターネットバンキング基本手数料（月額）	無料
法人顧客（個人事業主を含む）インターネットバンキング基本手数料（月額）	1,080円
オンライン（照会、振込、振替）のみ利用	
法人顧客（個人事業主を含む）インターネットバンキング基本手数料（月額）	2,160円
データ伝送も利用（すべて利用）	
貯蓄預金払戻回数超過手数料	無料

（2019年7月末現在）

融資関係手数料

■住宅ローン手数料

項 目		手数料	
新規取扱手数料	しんきん保証基金付住宅ローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円
		融資金額 1,000 万円超	108,000 円
	しんきん無担保住宅ローン しんきんリピートプラン (無担保住宅)	融資金額 500 万円以下	無料
		融資金額 500 万円超	10,800 円
	しんきんキャップローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円
		融資金額 1,000 万円超	108,000 円
	全国保証 (株) 付住宅ローン	全国保証 (株) 分	54,000 円
		当金庫分	10,800 円
	全期間固定金利住宅ローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円
		融資金額 1,000 万円超	108,000 円
	アパートローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円
		融資金額 1,000 万円超	108,000 円
融資金額 3,000 万円超		216,000 円	
その他住宅資金	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円	
	融資金額 1,000 万円超	108,000 円	
固定金利選択手数料	固定金利再選択時手数料 [しんきん保証基金付住宅ローン・全国保証 (株) 付住宅ローン]	5,400 円	
条件変更手数料	全ての条件変更	5,400 円	
繰上償還手数料 (しんきん無担保住宅ローン、しんきんリピートプラン (無担保住宅) 含む)	変動金利期間中		
	一部繰上償還		3,240 円
	全額繰上償還 「償還年数 3 年以内」		3,240 円
	全額繰上償還 「償還年数 3 年超 5 年以内」		2,160 円
	全額繰上償還 「償還年数 5 年超 7 年以内」		1,080 円
	全額繰上償還 「償還年数 7 年超」		無料
	固定金利期間中		
	一部繰上償還		21,600 円
全額繰上償還 「残債額 100 万円以上」		32,400 円	
全額繰上償還 「残債額 100 万円未満」		無料	

■不動産担保事務取扱手数料

項 目	手数料	
	営業区域内担保のみ	営業区域外担保のみ
住宅ローン以外の担保権設定の場合	1,000 万円未満	10,800 円
	1,000 万円以上～5,000 万円未満	21,600 円
	5,000 万円以上	32,400 円

項 目	手数料
住宅ローン以外の担保権変更の場合	5,400 円
①追加担保・一部放棄・極度額変更・順位変更・譲渡等変更の都度	5,400 円
②上記①に約定変更が伴う場合 【返済方法・期限延期・保証人変更・債務者変更 (死亡時を除く)】	5,400 円

■でんさいサービス利用手数料

項 目	手数料	
月額基本手数料 ※法人インターネットバンキングご契約者は無料 ※債権者ご利用のみのお客様は無料	1,080 円	
発生記録	お客様端末ご利用	216 円
	窓口	648 円
譲渡記録	お客様端末ご利用	108 円
	窓口	432 円
分割譲渡記録	お客様端末ご利用	216 円
	窓口	540 円
開示	お客様端末ご利用	無料
	窓口 (当金庫割引利用の場合は無料)	432 円
特例開示	窓口のみ	3,240 円
残高証明書 (都度発行)	窓口のみ	4,320 円

■その他事務取扱手数料

項 目	手数料	
融資予定証明書発行手数料	5,400 円	
信用金庫抄本・印鑑証明書 (資格証明書含む)	1,080 円	
割引手形 (1 枚につき)	当金庫手形	108 円
	他行手形	216 円
見合手形 (1 枚につき)	当金庫手形	108 円
	他行手形	216 円
手形貸付 (新規・書替手形 1 枚につき)	108 円	
証書貸付 (融資案件 1 件につき) ※ただし、不動産担保扱い・保証付消費者ローン等は除く	108 円	
流動資産担保管理手数料	個別担保	2,160 円
	根保証 (当座貸越)	10,800 円

項 目	手数料	
残高証明書 (定例発行)	窓口のみ	2,376 円
保証記録	お客様端末ご利用	216 円
	窓口	432 円
通常変更記録	お客様端末ご利用	無料
	窓口	432 円
変更記録 (書面)	窓口のみ	2,160 円
支払等記録	お客様端末ご利用	無料
	窓口	432 円
記録の訂正 (書面)	窓口のみ	2,160 円
口座間決済 (受取)	—	324 円
支払不能情報照会	窓口のみ	3,240 円
でんさい割引 ※でんさい 1 件につき	窓口のみ	108 円
特定記録機関変更記録	窓口のみ	3,780 円

☆取扱い手数料等の詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
(上記手数料には消費税相当額が含まれております。)

(2019年7月末現在)



営業地区・店舗網

当金庫は、宮古市・釜石市・下閉伊郡全域・上閉伊郡大槌町を事業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な預金は、地元で資金を必要とするお客様に融資をし、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

営業地区一覧

岩手県宮古市
釜石市
下閉伊郡山田町
岩泉町
田野畑村
普代村
上閉伊郡大槌町

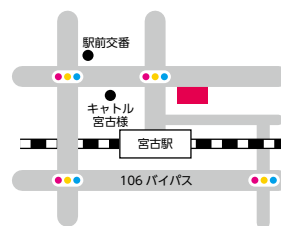


本店・本部



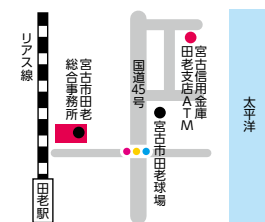
〒 027-0082 宮古市向町 2-46
本店 TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430
本部 TEL 0193-62-2400 FAX 0193-63-2500
・ toto 払出し業務取扱店

駅前支店・みやしん駅前相談プラザ



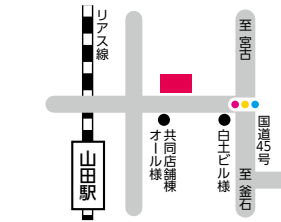
〒 027-0084 宮古市末広町 7-26
駅前支店 TEL 0193-62-5634 FAX 0193-62-5636
相談プラザ(2階) TEL 0193-62-5633 FAX 0193-64-5131

田老支店



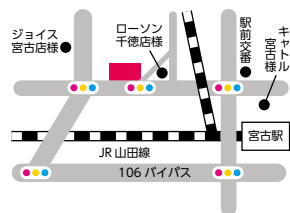
〒 027-0306 宮古市田老字川向 63-1
(仮設事務所・宮古市田老総合事務所庁舎内 1 階)
田老支店 TEL 0193-87-2555 FAX 0193-87-2556
(田老支店については、本店内に臨時窓口を設置しています。)

山田支店・みやしん山田相談プラザ



〒 028-1332 下閉伊郡山田町中央町 8-20
山田支店 TEL 0193-82-2455 FAX 0193-82-2116
(相談プラザの電話・FAX 番号は、山田支店と同一です。)

千徳支店



〒 027-0054 宮古市太田 1 丁目 3-3
千徳支店 TEL 0193-63-1311 FAX 0193-63-1312

大渡支店



〒 026-0025 釜石市大渡町 1 丁目 1-4
大渡支店 TEL 0193-22-1405 FAX 0193-24-2109
・ toto 払出し業務取扱店

店舗ATM・店舗外ATMのご案内

○店舗ATM取扱時間

店舗名	所在地	電話番号 / FAX	平日	土曜日	日曜・祝日
本店	〒027-0082 宮古市向町 2-46 ・toto 払出し業務取扱店	TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
駅前支店	〒027-0084 宮古市末広町 7-26	TEL 0193-62-5634 FAX 0193-62-5636	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
みやしん駅前 相談プラザ	駅前支店 2階	TEL 0193-62-5633 FAX 0193-64-5131	営業時間 ○平日 月曜日 9:00 ~ 19:00 火~金 9:00 ~ 17:00		
田老支店	本店内に臨時窓口 〒027-0306 宮古市田老字川向 63-1 (仮 設事務所: 宮古市田老総合 事務所庁舎内 1階、ATM 設置: 道の駅たろう敷地内)	本店内臨時窓口 TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430 仮設事務所 TEL 0193-87-2555 FAX 0193-87-2556	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
			仮設事務所「お客様相談所」 営業時間 平日 9:00 ~ 14:00		
山田支店	〒028-1332 下閉伊郡山田町中央町 8-20	TEL 0193-82-2455 FAX 0193-82-2116	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
千徳支店	〒027-0054 宮古市太田 1丁目 3-3	TEL 0193-63-1311 FAX 0193-63-1312	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
大渡支店	〒026-0025 釜石市大渡町 1丁目 1-4 ・toto 払出し業務取扱店	TEL 0193-22-1405 FAX 0193-24-2109	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00

※田老支店は、田老総合事務所庁舎内 1階に仮設事務所を設置し、お客様相談所として運用しております。

○店舗外ATMコーナー (共同含む)

店外自動機出張所名	平日	土曜日	日曜・祝日
西町出張所	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
河南出張所	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
みなみ出張所	8:45 ~ 21:00	8:45 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
佐原出張所	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
マリンコープドラ出張所 (宮古市小山田)	10:00 ~ 20:00	10:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00
シーサイドタウンマスト出張所	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00

みやしん駅前相談プラザ [駅前支店 2階]
平日は17時まで 月曜日は19時まで営業!

営業時間

- ・月曜日 9:00 - 19:00
- ・火~金 9:00 - 17:00

みやしん山田相談プラザ [山田支店]

平日は17時まで営業!
~毎月、第2日曜日も営業中~

営業時間

- ・平日 9:00 - 17:00
- ・休日営業 (第2日曜日) 10:00 - 15:00

**しんきん
ゼロネット
サービス**

信用金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫が所有
する自動機 (ATM・CD) で、利用手数料が無料です
《ゼロネットサービスタイム》

●平日 8:45 ~ 18:00 お引出・お預け入れ

- ・上記以外の時間帯及び土・日・祝祭日のATMのご利用には所定の手数料が必要です。
- ・本サービスの対象とならない信用金庫ATMが一部ございます。





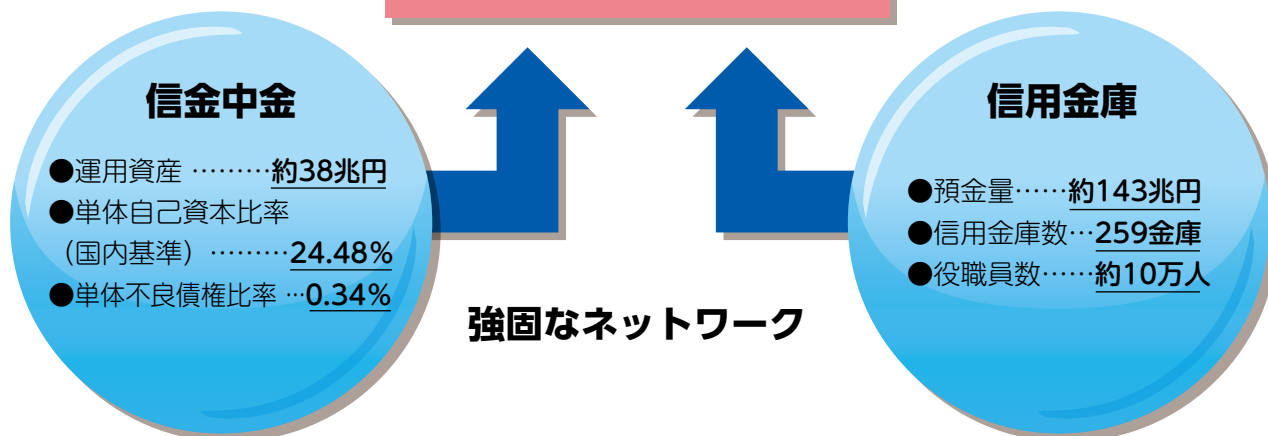
信金中央金庫 ～信用金庫のセントラルバンク～

Shinkin Central Bank

信金中央金庫(信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として1950年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、2019年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約33兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献



上記計数は、2019年3月末現在

上記計数は、2019年3月末現在 (速報)

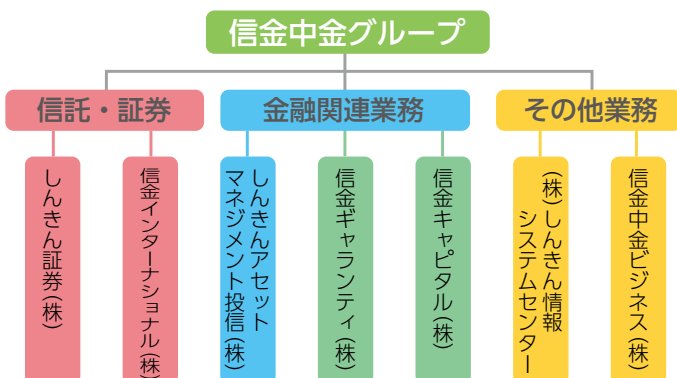
個別金融機関としての役割

- ▽総合的な金融サービスを提供する金融機関
信金中金グループとして
総合的な金融サービスを提供
- ▽わが国有数の機関投資家
約38兆円にのぼる巨大な運用資産
- ▽地域社会に貢献する金融機関
地公体向け融資・PFI・代理貸付など

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- ▽信用金庫の業務機能の補完
中小企業金融等のサポート、業界ネットワークを活用した信用金庫取引先支援、市場関連業務や決済業務、人材育成のサポート等
- ▽信用金庫業界の信用力の維持・向上、経営相談、ALM・リスク管理支援、情報提供等

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
S & P グローバル・レーティング (S & P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2019年4月末現在



CONTENTS

○最近5年間の主要な経営指標の推移	33
○主要な業務の状況を示す指標	33
1. 業務粗利益	
2. 利鞘	
3. 資金運用収支の内訳	
4. 受取・支払利息の増減	
5. 利益率	
○預金に関する指標	34
1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高	
2. 定期預金残高	
○貸出金等に関する指標	35
1. 貸出金平均残高	
2. 貸出金残高	
3. 貸出金の担保別内訳	
4. 債務保証見返の担保別内訳	
5. 貸出金用途別残高	
6. 貸出金業種別内訳	
7. 貸出金償却	
8. 預貸率	
○有価証券に関する指標	37
1. 商品有価証券平均残高	
2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	
3. 有価証券平均残高	
4. 預証率	
○貸借対照表	38
○損益計算書	43
○リスク管理債権、金融再生法開示債権	44
1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権	
2. 金融再生法に基づく開示債権	
○自己資本に関する事項	46
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 定量的な開示事項	
(1) 自己資本の充実度に関する事項	
(2) 信用リスクに関する事項	
(証券化エクスポージャーを除く)	
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の	
取引相手のリスクに関する事項	
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(6) 出資等エクスポージャーに関する事項	
(7) 金利リスクに関する事項	
○有価証券の時価情報	52
1. 売買目的有価証券	
2. 満期保有目的の債券	
3. 子会社・子法人及び関連法人等株式	
4. その他有価証券	
5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	
○金銭の信託	53
1. 運用目的の金銭の信託	
2. 満期保有目的の金銭の信託	
3. その他の金銭の信託	
○デリバティブ取引	54
○会計監査人の監査報告	54
○財務諸表の適正性等の確認	54
○報酬体系について	55
1. 対象役員	
2. 対象職員等	

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：損益・千円、残高・百万円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	1,601,284	1,561,290	1,311,584	1,119,030	1,089,022
経常利益 (又は経常損失)	544,427	406,367	301,297	217,385	216,331
当期純利益 (又は当期純損失)	490,325	383,039	315,560	209,434	205,697
出資総額	5,332	5,328	5,321	5,315	5,309
普通出資金	332	328	321	315	309
優先出資金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
普通出資総口数	655,152口	652,571口	639,194口	626,036口	615,132口
優先出資総口数	200,000口	200,000口	200,000口	200,000口	200,000口
純資産額	11,828	12,205	12,478	12,678	12,854
総資産額	96,416	95,229	95,373	94,746	92,364
預金積金残高	74,196	72,720	72,651	71,901	69,119
貸出金残高	30,220	31,436	30,217	29,531	30,032
有価証券残高	18,016	17,093	16,698	17,412	17,470
単体自己資本比率	38.50%	38.57%	39.17%	41.34%	40.42%
出資に対する配当金 (出資1口当り)					
普通出資	5円	5円	5円	10円	5円
優先出資	75円	75円	55円	30円	0円
役員数	10人	10人	10人	9人	10人
うち常勤役員数	6人	6人	6人	5人	6人
職員数	77人	79人	80人	71人	73人
会員数	10,542人	10,479人	10,413人	10,292人	10,178人

(注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当か否かを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 「総資産額」は「債務保証見返」の額を控除して表示しております。

主要な業務の状況を示す指標

1. 業務粗利益

(単位：千円)

	2017年度	2018年度
資金運用収支	912,008	899,405
資金運用収益	923,288	908,345
資金調達費用	11,280	8,940
役務取引等収支	36,603	40,781
役務取引等収益	111,382	118,156
役務取引等費用	74,778	77,375
その他の業務収支	14,746	13,410
その他業務収益	15,680	13,668
その他業務費用	934	258
業務粗利益	963,283	953,597
業務粗利益率	0.99%	1.01%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (2017年度 75千円、2018年度 67千円) を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

2. 利鞘

	2017年度	2018年度
資金運用利回	0.95%	0.96%
資金調達原価率	0.93%	0.92%
総資金利鞘	0.02%	0.04%

3. 資金運用収支の内訳

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平均残高		利息		利回り	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
資金運用勘定	97,094	94,179	923,288	908,345	0.95	0.96
うち貸出金	29,361	29,315	656,348	632,022	2.23	2.15
うち預け金	48,908	45,557	99,304	89,155	0.20	0.19
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	17,917	17,951	159,879	173,691	0.89	0.96
資金調達勘定	86,000	82,748	11,279	8,940	0.01	0.01
うち預金積金	76,702	73,262	10,797	8,064	0.01	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	10,054	10,157	558	943	0.00	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (2017年度 13百万円、2018年度 14百万円) を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高 (2017年度 756百万円、2018年度 671百万円) 及び利息 (2017年度 75千円、2018年度 67千円) を、それぞれ控除して表示しております。

4. 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2017年度			2018年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 31,645	△ 37,219	△ 68,864	△ 7,418	△ 13,245	△ 20,663
うち貸出金	△ 35,401	△ 32,209	△ 67,610	△ 1,004	△ 23,321	△ 24,326
うち預け金	1,631	△ 8,638	△ 7,006	△ 6,721	△ 3,427	△ 10,149
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	2,124	3,628	5,753	307	13,504	13,812
支払利息	△ 71	△ 8,929	△ 9,001	△ 388	△ 1,959	△ 2,347
うち預金積金	△ 40	△ 4,530	△ 4,571	△ 393	△ 2,338	△ 2,732
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 30	△ 4,399	△ 4,430	5	379	385

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて案分する方法によっております。

5. 利益率

(単位：%)

	2017年度	2018年度
総資産経常利益率	0.21	0.22
総資産当期純利益率	0.21	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
流動性預金	42,371	41,949
うち有利利息預金	36,835	36,362
定期性預金	33,871	30,913
うち固定金利定期預金	33,836	30,879
うち変動金利定期預金	35	34
その他の	458	399
計	76,702	73,262
譲渡性預金	—	—
合計	76,702	73,262

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

2. 定期預金残高

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
定	期 預 金	30,444	27,911
	固 定 金 利 定 期 預 金	30,410	27,878
	変 動 金 利 定 期 預 金	34	33
	そ の 他	-	-

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
手	形 貸 付	1,894	1,999
証	書 貸 付	26,232	26,051
当	座 貸 越	1,146	1,167
割	引 手 形	87	97
合	計	29,361	29,315

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

2. 貸出金残高

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
貸	出 金	29,531	30,032
	固 定 金 利	18,004	18,519
	変 動 金 利	11,527	11,513

3. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
当	金 庫 預 金 積 金	587	589
有	価 証 券	-	-
動	産 産	-	-
不	動 産	8,183	7,563
そ	の 他	-	-
	計	8,770	8,152
信	用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	9,076	9,301
保	証	589	556
信	用	11,095	12,023
合	計	29,531	30,032

4. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
当	金 庫 預 金 積 金	-	-
有	価 証 券	-	-
動	産 産	-	-
不	動 産	20	19
そ	の 他	-	-
	計	20	19
信	用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	-	-
保	証	5	4
信	用	159	144
合	計	185	168

5. 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2017年度		2018年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運 転 資 金	14,359	48.6	15,149	50.4
設 備 資 金	7,282	24.7	6,858	22.8
個 人 消 費 資 金	2,180	7.4	2,128	7.1
個 人 住 宅 資 金 関 連	5,708	19.3	5,896	19.6
合 計	29,531	100.0	30,032	100.0

6. 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2017年度			2018年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	84	2,364	8.0	82	2,279	7.5
農 業、林 業	8	27	0.0	10	49	0.1
漁 業	5	107	0.3	5	87	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	4	108	0.3	4	114	0.3
建 設 業	148	3,036	10.2	154	3,422	11.3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1	1	0.0	1	15	0.0
運 輸 業、郵 便 業	27	587	1.9	29	554	1.8
卸 売 業、小 売 業	154	2,138	7.2	140	2,287	7.6
金 融 業、保 険 業	9	959	3.2	10	1,956	6.5
不 動 産 業	73	3,180	10.7	72	3,120	10.3
物 品 賃 貸 業	3	65	0.2	3	52	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	6	18	0.0	6	17	0.0
宿 泊 業	8	180	0.6	8	179	0.5
飲 食 業	59	351	1.1	60	386	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	45	868	2.9	46	869	2.8
教 育、学 習 支 援 業	3	71	0.2	2	60	0.1
医 療、福 祉	20	730	2.4	20	651	2.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	33	352	1.1	32	355	1.1
小 計	690	15,151	51.3	684	16,461	54.8
国・地方公共団体等	5	5,875	19.8	6	5,157	17.1
個 人	3,044	8,505	28.8	2,998	8,413	28.0
合 計	3,739	29,531	100.0	3,688	30,032	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 貸出金償却

(単位：千円)

	2017年度	2018年度
貸 出 金 償 却	—	—

8. 預貸率

(単位：%)

	2017年度	2018年度
期 末 預 貸 率	41.07	43.45
期 中 平 均 預 貸 率	38.27	40.01

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

・・・当金庫では商品有価証券を保有していません

2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

科目	年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	2017年度	301	803	700	98	212	3,702	—	5,819
	2018年度	500	1,001	99	—	428	3,477	—	5,506
地方債	2017年度	—	100	100	—	401	—	—	601
	2018年度	—	—	100	—	—	—	—	100
社債	2017年度	212	2,168	2,421	1,017	120	801	300	7,041
	2018年度	847	2,832	1,517	511	224	1,401	500	7,835
株式	2017年度	—	—	—	—	—	—	74	74
	2018年度	—	—	—	—	—	—	97	97
外国証券	2017年度	200	1,505	401	600	200	500	—	3,408
	2018年度	300	900	1,290	500	99	400	—	3,491
その他の証券	2017年度	—	—	—	34	—	—	431	466
	2018年度	—	—	12	—	—	—	426	438
合計	2017年度	714	4,578	3,623	1,751	934	5,003	806	17,412
	2018年度	1,648	4,734	3,020	1,012	752	5,278	1,024	17,470

3. 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
国債	6,026	5,670
地方債	368	475
短期社債	—	—
社債	7,990	7,403
株式	71	84
外国証券	3,062	3,867
その他の証券	396	451
合計	17,917	17,951

4. 預証率

(単位：%)

	2017年度	2018年度
期末預証率	24.21	25.27
期中平均預証率	23.35	24.50

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸借対照表

＜資産の部＞

(単位：百万円)

科 目	92期 (2018年3月末)	93期 (2019年3月末)
現金	1,482	1,532
預け金	45,487	41,654
買入金銭債権	450	1,313
金銭の信託	—	0
有価証券	17,412	17,470
国債	5,819	5,506
地方債	601	100
社債	7,041	7,835
株式	74	97
その他の証券	3,874	3,930
貸出金	29,531	30,032
割引手形	120	120
手形貸付	1,936	2,785
証書貸付	26,193	25,835
当座貸越	1,281	1,292
その他資産	426	433
未決済為替貸	11	11
信金中金出資金	276	276
前払費用	5	7
未収収益	106	110
その他の資産	25	28
有形固定資産	477	452
建物	182	175
土地	178	178
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	116	98
無形固定資産	10	13
ソフトウェア	3	6
その他の無形固定資産	7	7
前払年金費用	8	21
債務保証見返	185	168
貸倒引当金	△ 539	△ 560
(うち個別貸倒引当金)	(△ 406)	(△ 458)
資産の部合計	94,932	92,532

＜負債及び純資産の部＞

(単位：百万円)

科 目	92期 (2018年3月末)	93期 (2019年3月末)
預金積金	71,901	69,119
当座預金	274	386
普通預金	38,010	37,648
貯蓄預金	318	313
定期預金	30,444	27,911
定期積金	2,315	2,396
その他の預金	537	463
借入金	10,000	10,223
その他負債	87	85
未決済為替借	16	23
未払費用	30	25
給付補てん備金	1	1
未払法人税等	5	5
前受収益	15	17
払戻未済金	4	3
その他の負債	13	8
賞与引当金	25	26
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	21	25
睡眠預金払戻損失引当金	5	4
偶発損失引当金	13	12
繰延税金負債	13	12
債務保証	185	168
負債の部合計	82,254	79,678
出資金	5,315	5,309
普通出資金	315	309
優先出資金	5,000	5,000
資本剰余金	5,000	5,000
資本準備金	5,000	5,000
利益剰余金	2,336	2,530
利益準備金	235	256
その他利益剰余金	2,101	2,273
当期末処分剰余金	2,101	2,273
処分未済持分	△ 2	△ 2
会員勘定合計	12,649	12,837
その他有価証券評価差額金	28	16
評価・換算差額等合計	28	16
純資産の部合計	12,678	12,854
負債及び純資産の部合計	94,932	92,532

貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）により償却しております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部門から独立した融資委員会が資産査定を行っており、実施部門及び監査部門が実施・検証することとしております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は439百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（2015年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（2018年3月31日現在）
- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,669,710百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 | 1,806,457百万円 |
| 差引額 | △136,747百万円 |
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2018年3月分）
0.0676%
- (3) 補足説明
- 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額8百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額715百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は7百万円、延滞債権額は1,535百万円であり、
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円であり、
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円であり、
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,542百万円であり、なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は120百万円であり、
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|-----------|
| 預け金 | 10,500百万円 |
| 有価証券 | 200百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 41百万円 |
| 借入金 | 10,223百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金及び敷金2百万円が含まれております。
22. 出資1口当たりの純資産額4,666円05銭
23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスクに関する管理規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか総合支援部により行われ、また定期的に経営陣による常務会等で審議・報告を行っております。
- さらに与信管理の状況についても総合支援部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクは、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当金庫では、市場リスクに関する管理規程等に基づき、金融資産及び金融負債の金利変動リスクを管理しております。日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(2014年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいし、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は1,382百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定であると仮定した場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫では、流動性リスク管理規程等に基づき、当金庫の資金調達・運用構造に適応した流動性リスクの管理体制を整備し、運営しております。
日常の管理として、支払準備率や預金残高動向等のモニタリング管理により資金繰り状況を把握・管理しております。
また、緊急時に備えて、災害時等危機管理計画書を策定しており、万一の状況における支払準備に万全を期しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
24. 金融商品の時価等に関する事項
2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (* 1)	41,654	41,707	52
(2) 買入金銭債権	1,313	1,289	△ 24
(3) 有価証券	16,992	17,719	727
満期保有目的の債券	8,208	8,935	727
その他有価証券	8,783	8,783	—
(4) 貸出金 (* 1)	30,032	—	—
貸倒引当金 (* 2)	△ 560	—	—
	29,472	30,207	735
金融資産計	89,431	90,922	1,491
(1) 預金積金 (* 1)	69,119	69,126	6
(2) 借入金 (* 1)	10,223	10,232	8
金融負債計	79,342	79,358	15

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

算出にあたっては共同事務センターのシステムを使用しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のもの、もしくは金利が市場金利に連動するものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から27.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)

資料編

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率として市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に利用する利率を用いており、2019年3月31日現在の店頭表示金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を直近3ヵ月間の当該借入金平均利回りで割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	44
組合出資金等（*2）	709
合 計	754

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*）	19,685	10,740	4,300	5,000
買入金銭債権	69	167	77	1,000
金銭の信託（*）	—	—	—	—
有価証券（*）	1,648	7,741	1,764	5,278
満期保有目的の債券	500	1,500	730	4,977
その他有価証券のうち満期があるもの	1,147	6,241	1,034	301
貸出金（*）	6,648	9,835	7,406	4,451
合 計	28,050	28,483	13,547	15,729

(*）預け金、金銭の信託、有価証券のうち期間の定めがないものまたは満期日がないものは含めておりません。貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	24,964	4,392	—	13
借入金	10,004	41	63	113
合 計	34,968	4,434	63	126

(*）預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	7,408	8,129	720
	国債	5,506	6,187	680
	地方債	100	102	2
	社債	1,801	1,839	37
	その他	500	507	7
	小計	7,908	8,636	727
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	100	100	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	100	100	—
	その他	200	199	△0
小計	300	299	△0	
合 計		8,208	8,935	727

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	5,028	4,989	38
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,028	4,989	38
	その他	1,410	1,403	6
	小計	6,438	6,392	45
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	52	61	△ 8
	債券	905	908	△ 3
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	905	908	△ 3
	その他	1,387	1,398	△ 10
	小計	2,345	2,367	△ 22
合 計		8,783	8,760	23

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	15	1	—
債券	2,439	6	—
国債	602	1	—
地方債	1,027	2	—
社債	809	1	—
その他	849	2	—
合 計	3,304	10	—

27. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において減損処理を行った有価証券はありません。

28. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
	—	—

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,804百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,414百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産 (単位：百万円)	
税務上の繰越欠損金	159
貸倒引当金及び貸出金償却	220
その他	81
繰延税金資産小計	461
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	159
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	302
評価性引当額小計	461
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6
前払年金費用	5
繰延税金負債合計	12
繰延税金負債の純額	12

損益計算書

(単位：千円)

科目	92期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	93期 (2018.4.1～ 2019.3.31)
経常収益	1,119,030	1,089,022
資金運用収益	923,288	908,345
貸出金利息	656,348	632,022
預け金利息	99,304	89,155
有価証券利息配当金	159,879	173,691
その他の受入利息	7,755	13,476
役務取引等収益	111,382	118,156
受入為替手数料	47,268	55,086
その他の役務収益	64,113	63,069
その他業務収益	15,680	13,668
外国為替売買益	—	174
国債等債券売買益	7,174	8,166
その他の業務収益	8,505	5,327
その他経常収益	68,679	48,851
貸倒引当金戻入益	11,686	—
償却債権取立益	9,726	11,865
株式等売買益	7,083	2,452
金銭の信託運用益	18,467	22,088
その他の経常収益	21,714	12,444
経常費用	901,644	872,690
資金調達費用	11,355	9,007
預金利息	9,915	7,218
給付補てん備金繰入額	881	845
借入金利息	558	943
役務取引等費用	74,778	77,375
支払為替手数料	17,419	16,756
その他の役務費用	57,359	60,618
その他業務費用	934	258
外国為替売買損	174	—
その他の業務費用	759	258
経費	794,950	757,695
人件費	454,455	433,570
物件費	327,967	312,133
税金	12,527	11,992

損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当り当期純利益 331円06銭。

(単位：千円)

科目	92期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	93期 (2018.4.1～ 2019.3.31)
その他経常費用	19,624	28,353
貸倒引当金繰入額	—	23,074
株式等売却損	3,233	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の経常費用	16,391	5,279
経常利益	217,385	216,331
特別利益	—	284
固定資産処分益	—	284
特別損失	0	2,132
固定資産処分損	0	321
減損損失	—	1,811
その他特別損失	—	—
税引前当期純利益	217,385	214,483
法人税、住民税及び事業税	7,951	5,339
法人税等調整額	—	3,447
法人税等合計	7,951	8,786
当期純利益	209,434	205,697
前期繰越金	1,892,074	2,068,284
当期末処分剰余金	2,101,508	2,273,981

【剰余金処分計算書】

(単位：円)

科目	92期 (2017.4.1～2018.3.31)	93期 (2018.4.1～2019.3.31)
当期末処分剰余金	2,101,508,860	2,273,981,645
剰余金処分額	33,224,272	23,685,044
利益準備金	20,950,000	20,600,000
普通出資に対する配当金	6,274,272	3,085,044
優先出資に対する配当金	6,000,000	0
次期繰越金	2,068,284,588	2,250,296,601

(注) 92期は普通出資配当率2%、優先出資配当率0.06%、93期は普通出資配当率1%、優先出資配当率0.00%となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分は信用金庫法第38条1の規定により、会計監査法人(有限責任あずさ監査法人)の監査を受けております。

リスク管理債権、金融再生法開示債権

1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権

◇破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	7	7
延 滞 債 権 額 (B)	1,301	1,535
合 計 (C) = (A) + (B)	1,308	1,542
担 保 ・ 保 証 額 (D)	775	865
回 収 に 懸 念 が あ る 債 権 額 (E) = (C) - (D)	533	677
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	405	455
同 引 当 率 (G) = (F) / (E) (%)	76.07%	67.26%

◇3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
3 ヲ 月 以 上 延 滞 債 権 額 (H)	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I)	—	—
合 計 (J) = (H) + (I)	—	—
担 保 ・ 保 証 額 (K)	—	—
回 収 に 管 理 を 要 す る 債 権 額 (L) = (J) - (K)	—	—
貸 倒 引 当 金 (M)	—	—
同 引 当 率 (N) = (M) / (L) (%)	—	—

◇リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
(C) + (J)	1,308	1,542

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

2. 金融再生法に基づく開示債権

◇金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	77	(0.3%)	67	(0.2%)
危険債権	1,234	(4.2%)	1,477	(4.9%)
要管理債権	—	(0.0%)	—	(0.0%)
正常債権	28,434	(95.6%)	28,684	(94.9%)
合 計	29,746	(100.0%)	30,230	(100.0%)

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

◇金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
金融再生法上の不良債権 (A)	1,312	1,545
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	77	67
危険債権	1,234	1,477
要管理債権	—	—
保 全 額 (B)	1,184	1,323
貸倒引当金 (C)	406	458
担保・保証等 (D)	778	865
保全率 (B) / (A) (%)	90.28%	85.65%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	76.10%	67.40%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

《リスク管理債権・金融再生法開示債権・自己査定の関係》

区 分	リスク管理債権	金融再生法開示債権	自己査定
目 的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適切な償却・引当を行うための準備作業
対 象 資 産	貸出金	総与信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金 ・ 債務保証見返 ・ 仮払金 ・ 未収利息 ・ 貸付有価証券 ・ 外国為替 ・ 金融機関保証付私募債 	総資産 ただし、当局による集計結果は総与信ベース
区 分 方 法	当金庫は債務者の客観的な状況による(債務者ベース)	債務者の状況に基づく(債務者ベース)	債務者の状況に基づく(債務者ベース) 【1】破綻先 【4】要注意先 【2】実質破綻先 【5】正常先 【3】破綻懸念先 に区分した上で、担保・保証による保全状況を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類(I～IV分類)
開 示 項 目	【1】破綻先債権額 【2】延滞債権額 【3】3ヵ月以上延滞債権額 【4】貸出条件緩和債権額 【5】合計額	【1】破産更生債権 【2】危険債権 【3】要管理債権(貸出金のみ) 【4】正常債権 【5】合計額	
担保・保証等により保全される部分の取扱い	担保・保証等により保全される部分も含まれる		担保・保証等による保全状況により分類区分を判断する
根 拠 法	信用金庫法第89条(銀行法第21条)	金融再生法第7条	金融再生法第6条

自己資本に関する事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2017 年度		2018 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,637		12,834	
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,315		10,309	
うち、利益剰余金の額	2,336		2,530	
うち、外部流出予定額 (△)	12		3	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2		△ 2	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	133		101	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	133		101	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,771		12,936	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	8	2	13	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	2	13	-
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	6	1	15	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15		29	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	12,755		12,907	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	28,961		30,097	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,035		△ 1,037	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	1		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,039		△ 1,037	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	1,893		1,828	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	30,854		31,925	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	41.34%		40.42%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	28,961	1,158	30,097	1,203
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	29,995	1,199	31,135	1,245
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	100	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,603	384	9,396	375
法人等向け	8,368	334	9,218	368
中小企業等向け及び個人向け	2,029	81	1,800	72
抵当権付住宅ローン	859	34	968	38
不動産取得等事業向け	2,897	115	2,707	108
3ヵ月以上延滞等	151	6	92	3
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	920	36	917	36
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	444	17	119	4
出資等のエクスポージャー	444	17	119	4
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	4,529	181	5,813	232
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,740	149	4,479	179
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	280	11	280	11
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	508	20	1,053	42
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 (オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化 (オリジネーター以外)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3	0	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,039	△ 41	△ 1,037	△ 41
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,893	75	1,828	73
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	30,854	1,234	31,925	1,277

注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しております。

<p><オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法></p> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
--

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞エ クスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	業種区分 期間区分	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
製造業	2,562	2,397	2,512	2,333	-	-	-	-	1	1
農業、林業	31	53	31	53	-	-	-	-	-	-
漁業	172	146	172	146	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	108	114	108	114	-	-	-	-	0	0
建設業	3,424	3,823	3,219	3,623	205	200	-	-	10	11
電気・ガス・熱 供給・水道業	201	200	-	-	201	200	-	-	-	-
情報通信業	101	131	1	15	100	100	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,012	982	612	578	400	404	-	-	2	2
卸売業、小売業	3,188	3,204	2,364	2,484	504	699	-	-	5	2
金融業、保険業	53,212	52,174	974	1,970	6,410	7,218	-	-	-	-
不動産業	3,819	3,615	3,319	3,214	500	400	-	-	91	89
物品賃貸業	466	453	65	52	401	400	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	102	96	102	96	-	-	-	-	-	-
宿泊業	202	200	202	200	-	-	-	-	12	12
飲食業	470	495	470	495	-	-	-	-	7	7
生活関連サー ビス業、娯楽業	954	972	954	972	-	-	-	-	8	-
教育、学習支援業	71	60	71	60	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	762	663	762	663	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	2,165	2,344	400	415	1,605	1,606	-	-	-	-
国・地方公共団体等	12,498	10,864	5,877	5,160	6,522	5,704	-	-	-	-
個人	7,522	7,408	7,522	7,408	-	-	-	-	17	15
その他	2,381	2,425	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	95,433	92,829	29,746	30,061	16,851	16,935	-	-	157	142
1年以下	23,283	24,763	3,446	4,429	714	1,648	-	-	-	-
1年超3年以下	15,566	17,809	2,735	2,345	4,568	4,724	-	-	-	-
3年超5年以下	9,337	6,413	3,726	3,392	3,608	3,009	-	-	-	-
5年超7年以下	6,746	6,633	3,052	5,014	1,707	1,005	-	-	-	-
7年超10年以下	11,998	10,439	5,456	4,683	934	755	-	-	-	-
10年超	20,737	21,350	11,214	10,096	5,016	5,290	-	-	-	-
期間の定め のないもの	7,763	5,418	114	98	301	502	-	-	-	-
残存期間別合計	95,433	92,829	29,746	30,061	16,851	16,935	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。

4. CVARリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	177	133	-	177
	2018年度	133	101	-	133
個別貸倒引当金	2017年度	373	406	0	373
	2018年度	406	458	2	403
合計	2017年度	551	539	0	551
	2018年度	539	560	2	537

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		2017年度	2018年度
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
製 造 業	2	53	50	35	53	89	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	14	10	△ 4	△ 10	10	0	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	8	7	△ 1	10	7	18	-	-
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	0	-	0	-	-
卸 売 業、小 売 業	46	37	△ 9	6	37	44	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	10	9	△ 0	10	9	20	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	0	0	0	1	-	-
飲 食 業	0	1	0	0	1	1	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	268	268	△ 268	△ 5	268	263	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	20	17	△ 3	3	17	21	-	-
合 計	373	406	32	52	406	458	-	-

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	17,420	0	14,223
10%	-	6,307	-	7,238
20%	48,205	11	46,570	11
35%	-	2,472	-	2,783
50%	5,381	51	5,310	41
75%	-	3,073	-	2,693
100%	3,315	8,291	4,692	8,152
150%	-	98	-	6
200%	-	-	-	-
250%	803	-	1,104	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計		95,433		92,829

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	737	741	3,120	3,135	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	2017年度	2018年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する後の与信相当額	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
派生商品取引合計	1	7	0	7
外国為替関連取引	1	-	0	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	1	7	0	7

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

・・・該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

・・・該当ありません

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	35	35	52	52
非 上 場 株 式 等	356	356	754	754
合 計	392	392	806	806

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
売 却 益	7	2
売 却 損	3	-
償 却	-	-

(注 1) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(注 2) 投資信託に該当する出資等は含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
評 価 損 益	△ 8	△ 6

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
評 価 損 益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位：百万円)

計算方式	2017年度	2018年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		398
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB : 金利リスク		
	△ EVE	
	2017年度	2018年度
上方パラレルシフト		1,382
下方パラレルシフト		—
スティープ化		1,180
フラット化		—
短期金利上昇		35
短期金利低下		—
最大化		1,382
	2017年度	2018年度
自己資本の額	12,755	12,907

注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は418百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両社の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようリスク管理を行っています。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。算出した金利リスクについては、定期的にALM委員会協議検討し、必要な対応がある場合は常務会に付議しリスクコントロールに努めております。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次で計測しています。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む)に関する説明

当金庫では、金利リスク削減を目的としたデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金利リスク算定方法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

1.25年

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

2.5年

③ 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

想定していません。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

△EVE算出に当たり、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

⑦ 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度のため、記載していません。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

△EVEで計測された金利リスクに対し、十分な自己資本の余裕を確保しており、リスクと収益のバランスを考慮した運用に努めております。

当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

① 金利ショックに関する説明

当金庫では、100BPV及びVaR(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間5年)を用い金利リスクの影響を検証しております。

② 金利リスク計測の前提及びその意味

当金庫では△EVEの他、過去の金利変動を統計的手法を用いてリスク量を測定するVaR及び100BPVのストレスを活用してリスクコントロールに努めております。

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

・・・該当ありません

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	7,021	7,707	685	7,408	8,129	720
	国債	5,819	6,462	642	5,506	6,187	680
	地方債	100	103	3	100	102	2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,101	1,141	39	1,801	1,839	37
	その他	500	512	12	500	507	7
	小計	7,521	8,219	698	7,908	8,636	727
時価が貸借対照表上額を超えないもの	債券	200	198	△1	100	100	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	198	△1	100	100	—
	その他	300	295	△4	200	199	△0
	小計	500	494	△5	300	299	△0
合計	8,021	8,713	692	8,208	8,935	727	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

・・・該当ありません

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9	9	0	—	—	—
	債券	4,929	4,885	43	5,028	4,989	38
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	501	499	2	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,428	4,386	41	5,028	4,989	38
	その他	2,416	2,403	13	1,410	1,403	6
	小計	7,352	7,298	57	6,438	6,392	45
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	20	23	△2	52	61	△8
	債券	1,311	1,317	△5	905	908	△3
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,311	1,317	△5	905	908	△3
	その他	361	370	△9	1,387	1,398	△10
	小計	1,694	1,712	△17	2,345	2,367	△22
合計	9,049	9,010	39	8,783	8,760	23	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
非上場株式	44	44
組合出資金	38	709
合計	83	754

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2017年度		2018年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

・・・該当ありません

3. その他の金銭の信託

・・・該当ありません

デリバティブ取引

当金庫は、次に掲げるデリバティブ取引はいたしておりません。

1. 金利関連取引
2. 通貨関連取引
3. 株式関連取引
4. 債券関連取引
5. 商品関連取引
6. クレジットデリバティブ取引

会計監査人の監査報告

2019年6月14日開催の第75回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2019年6月14日

宮古信用金庫

理事長 斎藤浩司 

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

[基本報酬及び賞与]

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

[退職慰労金]

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法

理事は理事会で決定しております。

監事は監事会にて決定しております。

(2) 2018年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	38

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中退任者及び期中に理事を退職し、監事に就任した者も含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」36百万円、「賞与」2百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2018年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2018年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2018年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

《 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧 》

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成しており、その規定における各項目は以下のページに掲載しております。

項 目	頁	項 目	頁
A. 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)		③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	44
1. 金庫の概況および組織に関する事項		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	44
(1) 事業の組織	17	(3) 金融再生法開示債権の状況	45
(2) 理事および監事の氏名および役職名	17	(4) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	46~51
(3) 事務所の名称および所在地	29	(5) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
2. 金庫の主要な事業の内容	24~26	① 有価証券	52・53
3. 金庫の主要な事業に関する事項		② 金銭の信託	53
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5・6	③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)	54
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	48
① 経常収益	33	(7) 貸出金償却の額	49
② 経常利益または経常損失	33	(8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	54
③ 当期純利益または当期純損失	33	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	55
④ 出資総額および出資総口数	33	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	54
⑤ 純資産額	33		
⑥ 総資産額	33		
⑦ 預金積金残高	33		
⑧ 貸出金残高	33		
⑨ 有価証券残高	33		
⑩ 単体自己資本比率	33		
⑪ 出資に対する配当金	33		
⑫ 役員数	33		
⑬ 職員数	33		
⑭ 会員数	33		
(3) 直近の2事業年度における事業の概況			
① 主要な業務の状況を示す指標			
イ. 業務粗利益および業務粗利益率	33		
ロ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	33		
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利率	33・34		
ニ. 受取利息および支払利息の増減	34		
ホ. 総資産経常利益率	34		
ヘ. 総資産当期純利益率	34		
② 預金に関する指標			
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	34		
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他区分ごとの定期預金の残高	35		
③ 貸出金に関する指標			
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	35		
ロ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35		
ハ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	35		
ニ. 使途別の貸出金残高	35		
ホ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	36		
ヘ. 預貸率の期末値および期中平均値	36		
④ 有価証券に関する指標			
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	37		
ロ. 有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高	37		
ハ. 預証率の期末値および期中平均値	37		
4. 金庫の事業の運営に関する事項			
(1) リスク管理の体制	20・21		
(2) 法令等遵守の体制	22		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	9~12		
(4) 金融ADR制度への対応	23		
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項			
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	38~43		
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
① 破綻先債権に該当する貸出金	44		
② 延滞債権に該当する貸出金	44		



表紙の写真

(写真左から)

釜石大観音…………… 岩手県釜石市にある高さ 48.5mの魚籃観音像。
胸に魚を抱き釜石湾を望む姿は釜石市のシンボリック的存在。

仙人峠…………… 標高 887 メートルの岩手県釜石市と遠野市の市境にある緑深き峠
で新緑や紅葉の季節は特に美しい場所として知られています。



(写真左から)

浄土ヶ浜…………… 三陸復興公園・三陸ジオパークの中心に位置する、岩手県宮古市の
代表的な景勝地。松の緑と岩肌の白、海の群青とのコントラストは一
見の価値あり。

本郷桜並木…………… 岩手県釜石市唐丹町にある、三陸大津波により被害を受けた旧唐丹村
の復興を願い、昭和9年春に植樹されたという桜並木。
4月下旬には街道沿い 800mにわたり約 150 本のソメイヨシノが
満開となる。





MIYAKO SHINKIN

〒027-0082

岩手県宮古市向町 2-46

TEL : 0193-62-1021

FAX : 0193-64-4430

<http://www.miyashin.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。